国連における人民の自決権について

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学法律研究所
	公開日: 2009-04-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 住吉, 良人
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/3796

国連における人民の自決権について

1 国連憲章と人民自決権 人民の自決権に関する前提問題

一 国連総会における二つの宣言決議 2 人民自決権をめぐるその後の動き

2 友好関係宣言と自決の原則 植民地独立付与宣言と自決の原則

三 人民の自決権とその他の原則との関係 武力不行使の原則

むすびにかえて

3 人民の自決の原則と平和 不干渉の原則

> 住 占

良

はじめに

も、そこで生じた紛争は国内管轄分野から除外されるという考えをとっていた。 すぎない。ただ、連盟の法律諮問委員会はアーランド島事件に関する意見の中で、 も置いていなかったし、集団の人権に関しては、いわゆる少数民族保護条約や委任統治制度の中で言及されてきたに るものであり、その意味では自決の原則は個人を対象とするものではない。国際連盟規約はこれに関する何らの規定 て、今日では、実定国際法における基本原則として成熟してきたのである。ここにいう人民とは集団の人権を意味す 規定が援用されてきたが、その法的性質の内容についてはきわめて激しい意見の対立があった。このような葛藤を経 おける法概念として成立した。その後、国際社会の構造的変化をもたらした新興独立国成立の法的根拠として憲章の 人民の同権と自決の原則は、国際社会におけるフィロソフイーから政治的概念へと進み、それが国連憲章の規定に 自決は法原則ではないとしながら

二六二五 (XXV)) によって、その本質的な内容が明確にされることになった。本稿は、そのような自決の原則の内 則は多くの国の憲法規定において明記されるとともに、一九六〇年の「植民地諸国・諸人民への独立付与に関する宣 憲章にしたがった諸国家間の友好関係と協力に関する 国際法の諸原則についての宣言 (友好関係宣言)」(総会決議 言(植民地独立付与宣言)」(国連総会決議一五一四(XV))における原則の確認を経て、一九七〇年の「国際連合 しかし、憲章採択後における国際連合の構造は、質的にも量的にもきわめて著しい変化をみせ、その結果、自決の原 の原則」と明記されることによって、やや解消され、憲章の基本的姿勢は非自治地域に関する規定でもって示された。 国際連盟におけるこのような漠然とした考えは、国連憲章の第一条と第五五条において、「人民の同権および自決

容について若干の問題をとりあげ解明しようと考えるものである。

認め、彼等が当然に自決権を有するとする意見の対立であった。しかし、その中において大別して三つの人民の概念が提起さ 則の適用主体をめぐって論議がくり返された。つ まる ところ、それは国家のみを国際法主体と認め、従属地域の人民は自治 属する個人の集団的意思に基づくとするもの、臼両者とも含めて考慮すべきとするものである。 れた。それは、□客観論、言語、人種、宗教のような客観的基準に基づくとするもの、□主観論、ある種の社会的グループに (self-government) という意味における自決(self-determination)の対象となるという意見と、人民そのものに法主体性を 人民(people)の概念や定義については国際法上、 未だに統一したものがない。 国連の人権委員会においては、

(2) 一般的に民族(nation)といえば、人種、言語、皮膚の色、宗教等に加え、その領域、経済、文化等の共通性が問題とされ 要もあるであろう。しかし、その本質は、人民の希望と一致する選択の自由に存在するのであって、その結果として独立、分 を構成する場合も存在する。この原則の目的や対象は第一義的には政治的なものであり、その他の要素を加えて考慮すべき必 側面である自治を意味している。しかし、そのようなグループは二ないし数カ国にわたる場合もあるし、一国における一部分 るであろうが、国際法上の問題は、むしろ自決(self-determination)の"self"という言葉に重点を置くべきである。ここで いう"self"とは、共通の合法的目的を有する人民の同一化したグループを指し、既存の国家においては、それが自決の内的 連合、自治という形式が語られるにすぎないのである。

うな主張をローデシアの自決権だとすることは、最も基本的な自決の概念を改変するものである』("Rhodesia and the Un ited Nations," A. J. I. L., 62 (1968), p. 18.)° 六%の人口が、多数の人々を第二次的な、かつ、弱小の市民的地位に置き、それらを政治的に絶対的にコントロールしうるよ トーマスは自決を次のように定義づけている。"決定的なことは、一人の行為または生存条件または心条が、外部からの圧力 マクドーガルとライズマンはローデシア問題について自決を次のように述べている。『それは九四%をしめる人口に対して

ervention, (1956), p. 46.)° や統治する人ならびに政府が従わなければならない制度や規則を決定する権利である。この原則の最高にして最も顕著なあら われは、多くの国における植民地主義撤去とそれらの前植民地地域の独立の達成である。(Thomas and Thomas, Non-Int-によらないものと結論づけることである。このことは、まずなによりも人民が他からの圧力なしに自由に、彼等の政府の形態

レーヴンの定義づけによるとこうである。『一国の人民が、国際機構や国際団体から保証されて、内部的な政治的、

き、外国からの圧力なく自由に決定する権利を有すること。……また、一国が自決権を行使して他国と合併できるということ 社会的、文化的な生活形態を決定すること。それとともに、独立国を形成する権利を含めて、国家の合併を決定することにつ МЕЖДУНАРОДНОГО ЛРАВА, 1971, стр. 46.)° ে৯ (Д.Б. Левцн, "Международное Право и развивающиеся государства," СОВЕТСКАЯ АССОЦИАЦИЯ の自決の原則を尊重する義務を有し、それとともに、国連もまたその原則違反に対して抗争する義務を負っている から で あ は正しい。しかし、合併の条件がうまく行かなかった場合には分離が可能である。何故なら、国連のすべての加盟国は、国家

散していることをあげているが、これはかなり問題とすべき点であろう。 の対象から除外し、その理由として、それら少数民族が一定の領域に密接な集団生活を行なっておらず、幾多の国に人口が分 の中に含めているが、これはきわめて曖昧である。なお、彼を含めて東欧圏の学者の多くは、一国内にいる少数民族を自決権 しば共通の言語を有するものとしている。それに加えて、自由のための闘争という目的の一致により結合したものをこの概念 レーヴンの上記の定義によると多数を構成するものは、ある程度の領土を所有することが前提となるが、これは誤りであ 彼は合法的な "self"とは、a nation, a people, a nationality を決定する資格を有するとともに、共通の領域を有し、しば

権の本来の意味と矛盾していることはいうまでもない (ibid., crp. 47)。 ーヴンの説の如く、ユダヤ少数民族が非ユダヤ系多数民族の中で分散して居住していることをあげていたが、この考えが自決 に居住するユダヤ人に対し、少数民族であるがために自己の文化を行使する権利を認めなかったことがあり、その理由を、レ のを否定するところに人民自決の原則の出発点があるのであって、その意味で賛成できない。これは、かつてソヴェト連邦内 る。それは、彼の定義づけは結局、地理的な分野における多数派の特権を意味するものとなる。しかし、多数派の独裁そのも

the Political Organs of the United Nations, 1963, p. 105.)° という用語を無視しており、この点に誤りを犯している(R. Higgins, The Development of International Law through 有しないとしているが、この定義は、国連憲章や国際人権規約において人民とは「多数または少数によって構成されるもの」 合内における多数の者の権利である』と述べ、ナガスはインドの政治的統一の内部にあって多数をしめていないので自決権を ヒギンスはインドにおけるナガス(Nagas)の地位に関し、人民の自決権とは『権力を行使することを容認された政治的統

的地位を決定する過程であり、 ジョンソンは自決の手段としての最近の国民投票の動向を研究しているが、彼はその中で自決の定義を「人民が自己の主権 国家的自決とは各国が主権的であるべき権利を意味するもの」 としている (H.S. Jhonson

Self-Determination within the Community of Nations, Leyden, 1970, p. 200)°

を国家とのみ考えることからくる必然的なものだといわねばならない。 のいずれであれ、最終的にはその人民の意思に基くという事実を無視しているからである。このような誤りは、国際法の主体 しかし、この説も、自決とは独立を意味するものとのみ捉える点で誤りを犯している。すなわち、自決は自治、連合、協力

人民の自決権に関する前提問題

国連憲章と人民自決権

1

国連憲章は自決権に関し次の二つの関連規定をおいている。

第一条「2 人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させることならびに世界平

和を強化するために他の適当な措置をとること。」

祉の条件を創造するために、国際連合は次のことを促進しなければならない。」 第五五条「人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的かつ友好的関係に必要な安定および福

託統治と非自治地域)に分けて、施政国の義務を規定している。そして、信託統治については第七六条()で、また、 認するものであるかどうかをまず検討しなければならない。周知のごとく、憲章は従属地域を二つのカテゴリー(信 憲章の規定の中で、直接に自決権に触れているのは右の二条だけである。そこで、この規定が従属地域の独立を容

非自治地域については第七三条側向において次のように規定している。第七六条「信託統治制度の基本目的は、この

憲章の第一条に掲げる国際連合の目的に従って次のとおりとする。

事情ならびに関係人民が自由に表明する願望に適合するように、かつ、各信託統治協定の条項が規定するところに従 (b) って、自治または独立に向っての住民の漸進的発達を促進すること。」 信託統治地域の住民の政治的、経済的、 社会的および教育的進歩を促進すること、各地域およびその人民の特殊

な信託として受諾する。 の確立する国際の平和および安全の制度内で最高度まで増進する義務ならびにそのために次のことを行う義務を神聖 第七三条「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域の施政を行う責任を有し、または引き受ける国際連合 加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、かつ、この地域の住民の福祉をこの憲章

- (a) 関係人民の文化を充分に尊重して、この人民の政治的、 経済的、 社会的および教育的進歩、公正な待遇ならびに
- 望に妥当な考慮を払い、かつ、人民の自由な政治制度の漸進的発達について人民を援助すること。」 そのような地域における自治を発達させるべき加盟国の義務についても何らの具体的な指示を示すものがない。この この規定からいえることは、従属地域の独立は獲得すべき目的であり、相対的な独立を明示していない。しかも、 各地域およびその人民の特殊事情ならびに人民の進歩の異なる段階に応じて、自治を発達させ、人民の政治的願

ことをふまえて、上記の憲章規定における自決権の認識は次のように言えるであろう。

法

律

虐待からの保護を確保すること。

論

叢

決権を明記することにより、憲章採択以前の状態と比較してその権利の履行に関する重大な分岐点 と なっ た。つま 尊重に基づく明白な義務を負うことになった。しかし、この義務の内容に関する規定は不十分である。ただ憲章は自 多数国間条約である国連憲章の締約国は、国際機関としての国連の主たる目的の一つとして人民の自決の原則の 国際法の規範として、自決の原則が確立され、その具体的履行方法は将来定めるものとするということである。

会の平等のメンバーになりうることを示している。 (2) 既存の国際法主体である国家間の相互関係は、主権・平等の原則に基づくことを示すとともに、他方において、人民 て「人民の同権」を規定したことは、自決の原則との相互関係を考慮したためと認められる。このことは、一方ではて「人民の同権」を規定したことは、自決の原則との相互関係を考慮したためと認められる。このことは、一方では (___) 同権を自決権と関連させることにより、独立を望んでいる従属地域の民族や人民が自決の原則を援用して、国際社 憲章の第一条第二項と第五五条は自決権を人民の同権と関連させている。 憲章が加盟国の「主権・平等」に加え

当時の自決権が従属地域にいかに適用されるかということを、その後の発展に期待したものであった。それゆえ、憲 両立しないと述べている。このことは憲章第七八条が、第二次大戦中に独立を達成した国に対し、かつての植民地支 章の自決権の内容が曖昧であり、かつその実行方法が不完全であったのは当然である。 配国が再び形を変えた植民地支配を行なわないようにするという配慮から挿入されたという経緯を考慮するならば、 上記の第七六条(6)において、信託統治地域の相対的独立に言及しているが、それは「協定に従った漸進的発達を促 憲章の規定は、一方で、加盟国の主権・平等と人民の同権、他方において、信託統治地域の地位が主権・平等と

この権利は関係人民の意思に従って施政国や独立国から分離する権利を含ませるべきであった』。 させ、……人民を援助する」と規定し、独立には言及していない。この点に関し、ゼゴは次 の よ う に述べている。 進」と規定しているのみであって、非自治地域に関しては、たんに「人民の進歩の異なる段階に応じて、自治を発達 *もし憲章の起草者が、自決権の完全な主張を確保するため、統一した曖昧さのないものにしようとしたのであった そのような地域の自決権の履行について、従属地域を施政している加盟国の適切な義務を規定すべきであった。

それを打破しようとした進歩的勢力との妥協の結果として成立したものであって、それはサンフランシスコ会議当時 あくまでも今日の立場から述べたものであって、 上記の規定が植民地主義を維持しようとした勢力と 法

世論を形成する段階に至ってはいなかったのである。イギリスやフランスが支配した植民地にはそれに反対する勢力 の萠芽が生まれてはいたが、それらは人民の自決権を明確にさせるほどの力をもちえなかったのである。 のための住民運動もきわめて弱く、そのような自決権に関する明白な規定を植民地支配国に受諾せしめるような国際 の国際的勢力関係をそのまま示すものであったということを考慮に入れていない意見である。当時は植民地主義排斥

正しい見方であろう。 行を加盟国に義務づけえたことをもって、植民地主義の存在が国際法規範に違反するものとなったと認識することが 明としてはビラリーのいうように、憲章の関連規定が不完全だとはいえ、憲章上の規則として自決権を認め、 が成立しなければならないことを強調する。たしかに、いかに立派な規範が定められても、それを実施すべき詳細な(4) とすることは国内においてもみられる実際の現象であり、国際社会における特殊現象ではない。それゆえ、 規定により義務づけられないかぎり、その規範を実施すべき責任ある国は、何らかの口実を使ってそれから逃れよう いとし、その内容が主体的な権利として確立するためには、自決権の正確な範囲の定義づけとそれを義務づける規範 ハンガリーのブザ (Buza) は、憲章の関連規定は従属地域の人民にとっては Program like Norm なものにすぎな 憲章の説 その履

人民自決権をめぐるその後の動き

学者は人民の自決権を国家主権の意味に解し、また、ある学者は自決を自治と同義語に解し、その内容を経済的、(6) それゆえ、 みられない。 人民の同権と自決権の内容については、学説上、また国連における加盟国の実践や議論においても一致したものが おのおのがその信ずる根拠づけを援用して同権と自決権の内容と拘束力を示すという傾向があった。 国連憲章の規定をみても、上記のごとく自決権の規定はあるがなんらその内容を明記するものはない。

会的なしいは文化的発展段階に求めようとする。

て)がなされてきたのはむしろ当然であったといえるのである。(8) 学説や理論は深くこれを追求することがなかった。とくに、未だに独立に到達していない地域(たとえば憲章の非自 独立や分離を意味するものではなかった。それとともに、国連憲章に人民の同権と自決権が挿入された後においても 民族国家におけるいわゆる少数民族の処遇の問題としてとりあげられたのであり、今日でいうところの人民の自決の きたためである。たしかに過去において人民や民族の自決が問題とされたことはあった。しかし、それはいわゆる多 よって創造される国家主権以外の何物でもなく、他国は内政不干渉の原則に従って国家主権の尊重を義務づけられて まれる「人民の同権と自決権」の原則について、まずその内容を明確にすべきだという主張(とくに西側諸国によっ いえるのである。このような事情を考慮するならば、 客体として存在するという、諸種の人権と同権に関する規定と矛盾する考えをそのまま認めてきた結果であったとも 統的国際法が国家のみに法主体性を与え、植民地主義に基づく国際法規を容認し、人民は法的主体ではなくたんなる れらを、 の関係でどのように位置づけたらよいか、という点について、国際法は何らの区別なり基準を設けることをせず、こ 治地域)の法的地位の定義、あるいは、未だに独立を達成していない従属地域の人民の法的主体性をどのようにみる ることなく自己の自由意思によってその政治的地位を決定することであり、この意味において、自決権とは、 このような混乱は、 さらに、すでに独立を達成している国家においてその国家より分離しようと欲する異民族の地位を人民の自決権 たんに民族、人民という用語をもって処理し自決の原則を語ってきたにすぎないのである。それはまた、 それはすでに独立を達成している存在であった。それゆえ、自決という用語は、一国が他国の圧力に屈す 恐らく次のようなことによるのであろう。つまり、 総会における「友好関係宣言」の論議の際に、その中にもり込 伝統的に考えられてきた国際法の主体は国 それに 伝

法

た。そして、数次の関連諸決議を通じて人民の自決権の内容が明確にされるとともに、最終的には次のような規定と⑻ 独立国の数の上での台頭もさることながら、反植民主義を標榜し、それらの新興独立国に対して支援を与える東欧諸 容の明確化は彼等の要件の本質的なものではなかったのである。つまり、憲章採択以後、 なったのである。「第一条⑴すべての人民は、自決の権利を有し、この権利に よっ て その政治的地位を自由に決定 国や非同盟勢力の圧力により、国連はまず国際人権規約の中で、この原則の定義づけとその適用を迫られるにいたっ しかしながら、人民の自決権の承認とその適用の早期実現を目指す、いわゆる植民地勢力にとっては、自決権の内 かつ、その経済的、 社会的および文化的向上を自由に追求する。 国連における圧倒的な新興

草した当初には、人民の自決権にいう人民の中に、いわゆる従属地域の人民、つまり未だ独立にいたらない地域の人 その生存の手段を奪われてはならない。」(両人権規約(A・B)の規定はいずれも共通である)。 dice)、その天然の富と資源を自己の目的のために自由に処分することができる。 人民はいかなる場合においても、 を含んだ決議は数多く採択されてきた。しかし、それらの多くは、いわゆる従属地域の人民を対象としたものではな 民は含まれていなかったことである。それまで、国連におけるさまざまな国際機関において、人民の自決という概念 この人権規約における人民の自決権を語るにあたり、次の点を指摘しておかねばならない。それは、この規定を起 むしろ独立諸国間における人民の自決を対象として語られてきたということである。 すべての人民は、互恵の原則にもとづく国際経済協力と国際法から生ずる義務を害しないで (without preju-

include)。いかなる場合においても、 権利として「自決に対する人民の権利には自己の天然の富と資源に関する永久的主権を含むものとする(shall also たとえば、総会決議五四五(VI)の履行につき、 人権委員会はその第一〇回会期の草案の中で、 他国によって主張されるいかなる権利に基づいても、 人民は自らの生存の手段 市民的、 えるものとなったのである。

れたのである。 その対象とされなかった。そして、そのような人民の自決権については、 を奪われてはならない(一条三項)」と規定していた。 独立諸国間の関係においてのみ語られてきたのであり、 つまり、 人権規約においては、 人民の自決権は国家主権と深く結びつい た 規約第一条の③項として次の規定が挿入さ 一国内における人民の自決権は Ь Ø) で

際連

ところがなかった。しかし、上記の二つの人権規約はそれぞれの第一条において「すべての人民は、この権利によっ 合の規定に従って自決の権利の実現を促進し、かつ、この権利を尊重しなければならない。」 第一条(3) この第一条③項の規定は、国連憲章に規定する非自治地域や信託統治地域の施政国の任務を忠実にフォローしてい その政治的地位を自由に決定し……」と規定し、そのことから必然的な解釈として人民自身が独立国家を形成す たしかに憲章はその第一条と第五五条に人民の同権と自決の原則を規定しているが、その内容に関しては触れる しかし、人権規約の第一条は憲章に規定する人民の自決権の解釈に一大変化を与えるものとなった。 この規約のすべての当事者は非自治地域および信託統治の施政に責任を有する国を含めて、 というの 国

決権は、 自らの目的のために自由に処分する」という権利を保証し、人民の自決権の範囲を拡大した。そして、この経済的自 A・A新興独立国にとってネオ・コロニアリズムの攻撃から自己の自決権を守るための特別の法的根拠を与

たは統合関係に入ることを否定するものは何もない。それ以上に、規約は②項において「その天然の富および資源を

る権利が生じてくる。もちろん、「その経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する」ために他の国と連合ま

(1) サンフランシスコ会議における起草委員会は、そのレポートの中で、次のように述べている。「一条二項の意図は、 同権は、人民の自決権を意味することを宣言することにあった」と。したがって、憲章における権利の平等の適用は民族 (na

- tions) や人民 (peoples) にまで拡大されたのである (Doc. U.N. Conference on International Organization, Vol. 6,
- (2) 憲章は第七八条で次のように規定している。「国際連合加盟国の間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、 の主権平等と両立しないものであるということを意味している。グッドリッチとハンブローもこの点について「第一条二項の 加国でその国際的地位が完全に明白にされていなかったものについて、さらに明確にすることを望んでいたと考えられる」と 託統治制度は、加盟国となった地域には適用しない。」このことは、信託統治地域の地位を含めて、いかなる従属地域も国家 歩くとこの (Goodrich and Hambro, Charter of the United Nations, Boston, 1949, p. 437.)。 主権平等の原則の利益を享有する加盟国が信託統治地域と同様であるわけはない。しかしながら、サンフランシスコ会議の参
- (c) H. Bokor·Szegő, New States and International Law, Budapest, 1970, p. 17.
- sség és az igazságosság elve a nemzetközi jogban, Acta Universitatis Szegediensis: Acta juridica et politica プログラムに含まれている諸原則が義務的規範として明確化されるまで続くのである」と述べている (L. Buza, A törvénye 点までカバーすることはできない。これらの論争のために完全に有効な法規はできないのである。このような意見の対立は、 Tomus III, Fasciculus 1, p. 20.)° 彼はプログラム的規範について「プログラム的規範は関係国の合意によって成立するもので、このような合意は論争の詳細な
- (ω) M. Virally, "Droit international et Décolonisation devant les Nations Unies," Annuire Français de rnational, 1963, p. Droit Inte-
- (φ) H. Kelsen, The Law of the United Nations, London, 1950, pp. 51-3
- 7 M. A. Kaplan and N. B. Katzenbach, The Political Foundation of International Law, New York, 1961, p.
- 8 自決の性質、政治的、経済的、文化的内容と、他の国際法の概念に対する関係の研究を要請している(U.N. Doc. E/CN の憲章上の関係の検討を提案した(U.N. Doc. ECOSOC, 889th plen. mtg. July 29 1955)。フランスは国際法委員会が アメリカは経済社会理事会において、アドホック委員会の設立と同委員会における同権と自決の原則および自決権とその他
- (5) U.N. Doc. E/CN. 4/SR. 252-265, E/SR, 665-668, A/C. 3/SR. 396-402, 443-465, O. Šuković, "Principle of Eq. ual Rights and Self-Determination of People," in M. Šahović, Principles of International Law concerning Friendly

Relations and Cooperation, Belgrade, 1972, p. 348.

- 10 ational Law concerning Friendly Relations and Cooperation, Belgrade, 1972, p. 349. O. Šukovic, "Principle of Equal Rights and Self-Determination of Peoples," in M. Šahovic, Principles of Intern-
- $\widehat{\mathbf{u}}$ で、まず自決権のテキストがすべての決議に先立ってなされたことがそれを物語っている(U.N. General Assembly Reso lutions. 226 (III), 320(IV), 558(VI), 742(VIII), 752(VIII)). 人権規約の作成作業においては、自決権の定義づけと同時にその適用に関する検討が優先された。反植民地勢力の圧力の下

国連総会における二つの宣言決議

1 植民地独立付与宣言と自決の原則

うまでもない。 の原則の法的性質を確認し、それが法源として作用するかどうかの可能性を認識するための素材を提供することはい とができる。それゆえ、厳密にいえば総会決議が勧告にすぎないものであり、法的拘束力を有しないとしても、自決 は加盟国のすべての代表が出席し、自決の原則の内容や植民地制度の消滅について、国家の見解を直ちに反映するこ 国連総会はさまざまな決議を通じて、憲章に規定された人民自決の原則を発展かつ拡大させてきた。とくに、総会

(五四五(VI))を採択した。その内容は次のとおりである。 九五二年二月五日、 国連総会は「人民の自決の権利に関する条項を国際人権規約に挿入することに関する決議」

を含めることを決定する。この条項は「すべての人民は自決の権利を有する」と定められ、かつ、すべての国(非自 国連憲章に規定する原則の再確認として、国際人権規約にすべての人民および国民の自決の権利に関する条項

ならびに、 治地域の施政についての責任を負う国を含む)は、国際連合の目的および原則に従って自決の権利の実現を促進し、 しなければならない。 非自治地域の施政について責任を負う国は、非自治地域の人民との関係において、この権利の実現を促進

人権委員会に対し人民の自決の国際的尊重に関する勧告を作成し、この勧告を第七総会に提出するよう要請す

る。

1 これを受けた人権委員会は、その第一八会期において、規約に挿入すべき条項として次の規定を起草した。 すべての人民および民族(nations) は、その政治的、経済的、社会的、文化的地位を自由に決定できる権利'

その自決の権利の実現を促進し、他国における権利の維持を遵守しなければならない。」 権利をいかなる形であれ管理(control) している国は、すべての彼等の領域において、国連憲章の規定にしたがって 自決の権利を有する(shall have)。 すべての国、非自治地域および信託統治の施政の責任を有する国、ならびに、いかなる形であれ、 他の人民の

の責任について、 ング・ポイントとして役立ったこと、とくに、第二項では、自決権の実行に関して、非自治地域と信託統治地域との て、人民の自決の原則がどのように捉えられていたかということを知る上できわめて重要なものである。 まず、第一項は自決の権利の定義を含んでいる。そして、第二項は自決の権利の尊重と、その実行に関する加盟国 この草案の内容は、その後の国連における自決権の履行に関する端緒となったもの で ある が、当時の国連におい 国連憲章の規定よりも、より断定的に規定している。この草案が、自決権の実行に関するスターテ

九五二年一二月十六日の総会決議 (六三七/A(VII)は 「非自治地域および信託統治地域の施政に責任を負う同

間に何らの区別を設けていない点に注意すべきである。

西側諸国の主張

彩を有していた。いまそれらの対立点をまとめてみると次のようになる。 それを支援する東欧諸国ならびに米、英、仏を中心とする西側諸国との間の対立はすさまじく、きわめて政治的な色 の原則の適用を容易ならしむるべき諸条件を徹底的に研究するためのアド・ホック委員会の設置が決定された。 て、自決の概念(主体を people とするかまたは nation とするか)および平等や自決の原則との関係、 ことに、そのための具体的措置に関する勧告を作成すべき旨の決議(六三七/(VII)) が採択 され、この 実際的措置を講じなければならない。」と定めた。それとともに、 人権委員会に対し、 organs)における地域住民(indigenous populations)の直接参加を保障し、かつ、完全な自治または独立のための 連加盟国は、 一九五二年のこの決議が成立した当時、 懸案である自決権の実現、および、それら地域の政府の執行や立法機関(the legislative and executive 人民の自決権や資源に対する主権問題に関連して、 人民の自決権の国際的尊重 いわゆる開発途上国 あるいは右 決議にお

する主権という概念も明確さを欠いている。 人民や民族の自決権という概念が法的に明確ではなく、その侵害か否かを判定する基準を欠いている。 資源に対

第二次大戦勃発後に自決権や主権を失った東欧諸国についても本原則の適用が考慮される必要がある。

開発途上国の主張

(1) 人民や民族の自決権の概念は、 国連憲章の他、 国連の多くの決議において認められている。

と切実である。 西欧諸国の提案は、 資源問題は主権の一部を構成しており、すでにその遵守については確立している。(2) 学問的な論争を持込んで、この問題をいたずらに延引しようとするものであり、現実はもっ

九五三年一一月二七日の総会決議(七四二 (VIII)) は、 自決権の国際法的内容を明らかにする上で、きわめて

の存在が認められる)の主張の契機となったことも注意してよい。(3) が獲得されうると確認したことによって、後に生じる自衛権(独立を獲得するためには武力行使を含む固有の自衛権 されている点である。勿論、第一一章の規定のように、非自治地域の自治は自由かつ絶対的平等を基礎とした他国ま 重要な地位をしめている。それは、この決議において、憲章第一一章の規定とは無関係に、非自治地域の独立が言及 たは国家のグループとの協力により得られるということを前提としていたが、まず独立を達成することによって自治

みであった。この事件における国連の対応が示す通り、人民の自決権が国際関係における政争の具として持ち出され 事介入を非難する決議(一○○四—一○○八(ES-11)、一一二○—一一二四(XI)、一三一四(XIII))を採択したの 権と自決の原則に基づく諸国間の友好関係の促進が決議された。しかし、ハンガリーに対するソ連の介入問題が発生 る時にはこれほど攻撃に便利の良い手段はないのであり、もしも、当時の国連加盟国のうちの大多数が真剣に人民の 弁した。これに対し、国連はハンガリー人民が自己の選択する政府を有する権利を確認しながらも、たんにソ連の軍 し、対ソ批判に対して、ソ連は自己の措置を伝統的国際法上の理論である、合法政府の要請による介入であったと抗 が、すでに一九五三年には自決の原則に関する「人民や民族の概念」の研究は議事を長びかせる一因であるとして総 たろうか。 この原則に関しては、 むしろ 理論先行の様相をみせていただけに残念である。 このような背景はあった 会の議題から削除されていたのであり、人権規約を審議中の人権委員会の結論を待つほかなかったのである。 主体性を考慮し、この事件を契機として法的な問題点を浮彫りにしようとしたならそれをすることも可能ではなかっ その後、一九五七年一二月の総会決議(一一八八(XII))において、国連の目的の原則の達成のためには人民の同

九六〇年九月の第一五回国連総会の本会議において、フルシチョフ・ソ連首相は一般討論演説の中で次のように

述べた。

は利益をも許してはならない。」

のものであったが、内容は川従属国民の偉大な復活、 出する』。そして、「植民地独立付与宣言案」(A/四五〇二)を提出した。それは国連文書にして一四頁にのぼる長文 ならない。……ソ連政府は、ここにあらゆる植民地、 とはできない。民族自決、 民地制度は葬むられなければならない、口地上のすべての人にわれわれの言葉を聴かせようという上記のフルチショ 地における植民地主義打破のための民族的闘争は、 フの演説の関係部分を敷延し、その結論部分において、次のように宣言した。 植民地主義は、そのあらゆる形態および発現において完全かつ最終的に廃棄されるべき時が到来した。 人権の平等の理想を掲げる国連は、今やこの植民地体制の廃棄のために力をかさなければ 歴史的必然であって、いかなる力をもってしてもこれを抑えるこ 信託統治地域に対し即時かつ完全な独立を供与する宣言案を提 回植民地とその人民の独立は時代の要求である、

(N恥ずべき植

「国連加盟国は、つぎの要求を厳粛に宣言する。

堅実に遵守し、 れら地域の人民に対し自己の運命および統治形態を決定する機会を与えるため、完全に廃止されなければならない。 て固有の民族国家を建設する自由を与えられなければならない。あらゆる形態の植民地制度および植民地行政は、こ 他国領土において属領および租借地の形で存在する植民地主義の拠点は、すべて廃止されなければならない。 すべての植民地ならびに信託統治および非自治地域は、完全独立および、これら人民の自由な意思と願望に従っ すべての国の政府は、すべての国の主権平等および領土保全に関する国連憲章および本宣言の諸条項を厳格かつ 植民地主義のいかなる発現、もしくは、他の国に損失をもたらす若干の国のいかなる特別の権利また

域の即時かつ完全な独立を主張するソ連や、およびそれを支持する国とイギリスなどの植民地保有国との間に激しい 総会本会議において、 この「植民地独立付与宣言」が議題として採択され、 植民地、 信託統治地域および非自治地

7ぎリスはノ車ドミ虫と也成りしそり虫とこ異女10意次と明己句は4 意見の対立がみられた。

いると非難し、さらに、未独立地域人民の早期自治と独立に対するA・A諸国の感情には全く同感であるとしても、 してソ連はバルト三国、 イギリスの施政下にある人口百万以下の非自治地域の中には必ずしも完全独立が適当としないことなどを指摘し、 イギリスはソ連が未独立地域の人民の独立と解放への意欲を利己的な目的のために悪用していること、 ウラル、ドイツ自治共和国などの諸国を併合し、中央アジアなどで新植民地政策を行なって その証拠と

A・A諸国の決議案を歓迎すると述べた。

次の修正を経てA・A四三カ国決議として提出され、これが宣言となったのであった。 0 決の原則に基づき、信託統治地域、 植民地主義の早急かつ無条件の終結、 権限を移譲する措置を直ちにとるべき旨を宣言するA・A案を提出した。このA・A案にアフリカ諸国が加わり数 その他の諸国も植民地主義は早急に終結しなければならないと主張し、カンボジアはA・A二五カ国を代表して、 非自治地域およびその他のまだ独立を達成していない住民に対し無条件にすべて および、従属下にある人民に対するすべての抑圧措置を停止すること、民族自

状況に適した新宣言の必要を認め、A・A諸国こそ宣言作成の当事者としてふさわしいとしてA・A諸国の提案を歓 辞を弄して植民地の解放を叫んでいるのは全くの矛盾であるとしてソ連を非難した。 け、その消滅は歴史的必然であるが、その終結は各場合に応じて住民の自由な意思を基調として可及的速かに、 迎した。さらに、アメリカは植民地主義を「人民の意思を無視した外国勢力の人民に対する永続的支配」 と 定 義 づ 独立国を従属させて、その人民の自由が宗教を抑圧する新たな植民地主義が存在すること、その張本人が煽動的な言 し漸進的な平和的手段により行なわれるべきことを強調するとともに、他方で、 アメリカも、戦後の目覚ましい信託統治および非自治地域の独立に触れつつも、国連憲章の範囲内で一 旧来の植民地主義に代り、 九六〇年の かつての

あると反駁した。 らず、一般に国連において加盟国の統治形態その他の内政問題を自由に論議することを許す危険な先例を開くもので 地位を享有しており、加盟国の解体を望むがごとき発言は、完全な内政干渉であり国連憲章の原則に違反するのみな このように、植民地主義の終結に関してはほとんどすべての国の意見の一致をみたのであったが、 アンゴラやモザンビークを含む自国領の構成部分は歴史的過程を経て成立した単一国家であり、 法の前に平等な トガ

現象をみせながら、やがてはそれが正義の信念に結びついて行かねばならない国際社会の法のあり方をまざまざと示 あった。このことは、人民の自決権に関する内容の確立という問題の他に、国際法の法規の成立過程、なかんずく国 始めとする九カ国は、そのほとんどが何らかの形で植民地領域を保持するか、信託統治または非自治地域の施政国で 決議(一五一四(XV))が成立した。それは次のとおりである。 しているのである。ともあれ、このような経過を経て人民の自決権の内容を国際的に明確にし、 際社会におけるこの種の規範の確立について、表面上はいかにも政治的な葛藤におけるやりとりの上での妥協という 結局、ソ連決議案は否決され、A・A四三カ国案が八九対○で可決された。 但し、 棄権したアメリカ、イギリスを 加盟国を義務づける

一九六〇年の「植民地およびその人民に対する独立付与に関する宣言」

進する」との決意に留意し の同権とに関する信念をあらためて確認する」、 とともに「一層大きな自由の中で 社会的進歩と生活水準の向上を促 一総会は、国連憲章において世界の諸国民が宣明した「基本的人格と人間の尊厳および価値と男女および大小各国

い万人のための人権と基本的自由の普遍的尊重と遵守の原則に基づいた平和的かつ友好的関係をつくりだすことの必 安定と福祉の諸条件、 ならびに、すべての人民の同権と自決の原則および人種、 性、 言語もしくは宗教の差別のな

要を認識し、

世界平和に対する重大な脅威を構成するこれらの人民の自由の否定、もしくは自由に対する妨害に起因する紛争の すべての従属下にある人民の自由に対する熱烈な希望および独立達成におけるこれら人民の決定的役割を承認し、

増大を了知し、

信託統治地域および非自治地域における独立運動の援助に関する国連の重要な任務を考慮し、

世界の諸人民は、すべての形における植民地主義を終結せしめることを熱望していることを承認し、

植民地主義の存続は、国際的経済協力の発展を阻止し、従属下にある人民の社会的、および経済的発展を妨害し、

また国連の理想である世界平和に悪影響を及ぼすことを確信し、

人民は、自己の目的のために、国際的経済協力から生ずるいかなる義務をも侵すことなく、 相互利益の原則と国際

法に基づいて自らの富と資源を自由に処分しうることを確認し、

解放の過程は、 抵抗不能かつ不可逆的なものであること、ならびに、重大な危機を回避するためには、 植民地主義

法

律

論

およびそれに関連する分離および差別のすべての慣行を終結せしめなければならないことを信じ、

て自由へのますます強力な傾向が存在することを認識し、 近年、多数の従属地域が自由と独立を獲得したことを歓迎するとともに、いまだ独立を達成していない地域におい

すべての人民は、 完全な自由、 自己の主権の行使および自己の領土の保全に対する譲り渡すことのできない権利を

有することを確信して、

の目的のためつぎの事項を宣言する。

植民地主義を、そのすべての形態および発現において、急速かつ無条件に終結せしめる必要性を厳粛に宣明し、こ

なければならない。

かつ世界平和と協力の促進に対する障害となること。 外国による征服、 支配および搾取に対する人民 (peoples)の屈従は、基本的人権の否定であり、 国連憲章に違反

決定し、自己の経済的、 __ すべての人民は自決の権利 (right to self-determination)を有し、 社会的および文化的発展を自由に追求する。 この権利によって自己の政治的地位を自由に

四 れるすべての武力行動、 従属下にある人民が独立を完成する権利を、 政治的、 経済的、 社会的または教育的準備が不十分なことをもって、 または、 あらゆる種類の抑圧手段を停止し、かつ、彼等の領土の保全(integrity)を尊重し 平和的に、かつ自由に行使できるようにするために、 独立を遅延する口実としてはならない。 彼等に向けら

だちに措置が講じられなければならない。 および希望に従い、人種、信条または皮膚の色による差別なく、すべての権能(powers)を彼等に移管するため、 人民が完全な独立と自由を享受できるようにするため、 五. 信託統治地域、 非自治地域、 または、 まだ独立を達成していないその他のすべての地域において、 いかなる条件または留保もつけず、その自由に表明する意思 これら地域

一国の民族的統一および領土保全の部分的または全面的分裂を目的とするいかなる企図も、 国連憲章の目的と原

則に合致しないものである。

七 尊重を基礎として、 すべての国は、 国連憲章、世界人権宣言、 平等と、すべての国の内政不干渉、 および本宣言の諸条項を誠実に、かつ厳格に遵守しなけれ ならびに、 すべての人民の主権の尊重およびその領土保全の ば ならな

この 決議は従属地域の施政に責任を負う国に大きな衝撃を与えることになった。とくにキプロス、 Ŧ П ッコ チュ 法

律

論

国はこの決議を無視したのである。ともあれ、 要素を確認する必要がある。 ニジアなどにおいては顕著な反応がみられた。 人民の自決の内容を確認するためには、上記の宣言にもられた新しい しかし、 他方で、 ポルトガルや南西アフリカなどの極端な政策をとる

ることになったのである。 援用することはできないし、 て生ずる紛争は国際関心事項であるとした。それゆえいかなる植民地勢力も憲章第二条七項の国内事項という主張を 権の適用が確認された。第三に、植民地制度や規則の存在は、 本目的に違反するということである。特に宣言第一項は自決権を国際平和と安全の維持と結びつけ、 まず第一に、あらゆる形の植民地主義は明白に否定された。第二に、憲章第一一章に規定する非自治地域へも自決 国連は外国による人民の自決権の侵害に対しては、それを守るための直接行動をとりう 国際平和と国際協力の促進の履行という国連憲章の基 自決権に基づい

行を非難した。一方、カナダはソ連の支配下にある九六〇〇万人の人々の自決権が認められていないこと、 それまでの一七人から二四人に拡大するにとどまった。特別委員会の設置にともない各々の地域別の事項が審議の対 決議一八一○ (XVII) により time-limit は設定はしたものの、既述の諸決議の再確認と、あわせて委員会の構成を A三八カ国決議案による「植民地独立付与宣言履行特別委員会」の設置と同委員会による宣言履行の進歩および程度 国は宣言を無視して多くの人民を植民地主義の下に置いていることを非難し、このソ連の関係提案を契機としてA 年以来ソ連はバルト諸国、千島、南樺太、フィンランド領の一部、 象とされることになったが、本会議において、ソ連は米国の太平洋信託統治諸島と沖縄をとりあげて、同宣言の不履 に関する示唆と勧告を求めることになった。同委員会は右決議に定める任務を履行したが、一九六二年一二月の総会 宣言は第五項で加盟国に対して自決権に関連する措置をとることを規定した。ソ連は一九六一年九月、 東プロシア等二六万哩の領土を併合し、その支配 植民地保有

下の人民に対し自決権を否定していることと指摘し、イギリスも、ソ連のアゼルバイジャン、中央アジア、バルト三 南樺太・千島に関する植民地独立付与宣言の履行と、憲章第七八条(6)に基づく情報の提供を要求した。

をもつ決議部分をあげてみると次のようなものがある。 決権の法的性質はその後の数次の総会決議に至る葛藤を経て次第に具体化、 ような自決権の実現のために加盟国がとるべき義務も明確にされていった。いま、自決権の確認にとって重要な内容 このように、さまざまな政治的状態をまき込んでそれぞれの主張は対立した。しかし、そのような中で、人民の自 かつ、 明確にされ、それとともに、その

· 一九六五年の決議二一〇五(XX)

この決議は植民地支配の継続とアパルトハイト政策は、あらゆる形態の人種差別とともに国際平和と安全に脅威を

与えるものであることを認め、

10 植民地における民族解放運動に対し精神的、物質的援助を与えるよう勧奨する。 植民地支配の下にある人民の自決と独立の権利行使のための闘争手段を正当なものと認め、 あらゆる国に対

植民地に対し、植民地における軍事基地を撤去し、新たな基地を設置しないよう要請する。」

一 一九六五年の決議二一三一

12

や植民地主義の完全な除去に努力しなければならない。」 決と独立の権利を尊重しなければならない。 $\overline{6}$ すべての国は、人権と基本的自由を絶対的に尊重し、外国の抑圧なしに自由に行使しうる人民および民族の自 したがって、すべての国は、いかなる形態または発現であれ、 人種差別

・ 一九六六年の決議二一六〇(XXI)

外国の支配の下にある人民から、その自決、 自由および独立の権利を奪い、 かつ、 その政治的、 経済的、 社会的、

文化的向上を自由に決定する権利を奪うような直接または間接のいかなる強制行動も国連憲章の違反となる。」

・ 一九六六年の決議二一八九(XXI)

する犯罪を構成する。」 $\overline{6}$ 植民地支配の継続は国際平和と安全に脅威を与え、かつ、アパルトハイトやあらゆる形の人種差別は人道に対

・ 一九六八年の決議二四六五(XXIII)

る<u>う</u> きる。では、このような総会決議の法的性質をどのように考えたらよいか、具体的な自決権に関する紛争が生じた場 練は処罰すべき犯罪とし、自国民が傭兵として役務につくことを禁止する旨の立法措置をとることを要請する。」 体を違法なものであることを宣言し、すべての国の政府に対し、その領土内における傭兵の採用、財政負担および訓体を違法なものであることを宣言し、すべての国の政府に対し、その領土内における傭兵の採用、財政負担および訓 合に、はたして上記の自決権に関する決議内容が法的拘束力を有するものとして援用されうるか ど う か が問題とな 8 これらの決議を通して、自決権に関する特別なルールが提唱され、かつ、確立されてきた経過をよみとることがで 民族解放および独立のための運動に反して傭兵を使用する行為は犯罪行為として罰すべきであり、かつ傭兵自

総会決議の法的性質

規定と一般原則に完全に一致し、しかも、憲章のそれらの規定の具体的解釈を示しており、その上、それがすべての 国連加盟国によって採択されたとき、そのような場合には、法源としてのその法的性質を疑問視する理由は存在しな 章はそのような法規の形成能力を認めているとはいいがたいからである。しかしながら、総会の決定が憲章の具体的 国際法規範となるということはできないのである。それは総会の権限そのものが憲章の規定に基づくものであり、憲 国連憲章第一○条によれば、総会の決議は原則として勧告の性質しか有しない。つまり、決議そのものはただちに 般的な拘束力を有するのである。

て同一に論ずることはできないのではないか。たしかに、条約の解釈は条約作成当事者に存することは疑う余地はな 決議は、その他の規定上の要件を満たした決議(たとえば所定の過半数により成立した決議)とはその法的効果につい 関する憲章の第一条と五五条)に、決議そのものからある種の法規範が発生する可能性は否定できないであろう。し いと考えられる。 かつ全会一致で成立した総会決議は、憲章規定に関する真正な解釈と考えることができる。つまり、その場合には総 生じることは、通常認められた原則である。そのことから、すべての条約当事国である加盟国のメンバーが出席し、 際法規として確立されなければならないという反論もなされうる。しかし、上記のごとき条件の下で採択された総会 会においてケースごとの個々の解釈の限界を越えた意思の一致をみたものとして、憲章の具体的規定の解釈として一 面からも十分な説得性を有するものと考える。ただ、厳密にいえば、それらの決議内容は条約という形式によって国 しかし、国際法上は、ある種の規則に関し一方的宣言の形で解釈がなされた場合にも、そこに一定の法的効果が それが同様な内容を有する決議の採択の積み重ねという事実でもって示された場合には、 つまり、憲章の規定が具体的な解釈を示していない場合(たとえば、本稿の人民の自決権の原則に 慣習法の確認という

あろう。……そのような決議にふくまれている規範の存在の確認または規範の解釈が実際に採択され、 を詳細に分析し、 容に関し、 法的性質が問題となるが、その考慮をはなれて考えれば、この採択の結果には少なくとも憲章に規定する自決権の内 自決権に関する総会決議、たとえば、植民地独立付与宣言につい て み る と、総会はこれを八九対○棄権九 仏、ベルギー、ポルトガル、スペイン、南ア連邦、オーストラリア、ドミニカ)で採択した。この場合、 解釈の一致が成立したことを示している。トウンキンは国際法規の新しい形成について、国際機関の役割 「異なる社会体制の諸国がその決議に賛成投票をするとき、恐らく疑念をおこさせるはずはないで 慣習により法 棄権の 米、

の特徴である」という。 所定のもの以上に大きな効力をもつことのできるのは決議自体ではなく、慣習による国際法規範の定立と変更の過程 解釈の承認をあらわす最初の機会となる。……この場合において、決議に含まれている規則の拘束力は、国連憲章に 律上拘束力をもつものとして明文化されると期待する理由が充分にある。……総会のこのような決議に賛成投票する 一連の諸国にとり、それぞれの原則や規則の国際法規範としての承認または決議にのべられた原則や規範の

的な役割を有するある種の原則となりうる』と述べている。(8) ビラリも植民地独立付与宣言決議について "立法権の欠如している場合における総会決議は、国際法の形成に決定

いうこともできる。また、これを自決権に関する慣習法と考える見解も多いが、しかし、この場合も、国際法規範の る。 憲章第一一章と第一二章の区別を取り除き、あらゆる従属地域の独立のために即時の措置を講じることを要求してい ものと評価し、最近の数年の間に憲章規定の解釈として確認されてきたことを指摘している。(タウ) のを根拠にして、修正すべき全体意思の表示とは認めえても、決議により有効に改正されたとみることはできないと ている。とくに、五項の「信託統治地域および非自治地域、または未だ独立を達成していない地域」という用語は、 具体的にこのことを裏付ける宣言規定をみると、それは植民地宣言決議の第二項における自決権の定義 に 示 さ ラックスもこの決議は憲章における自決権に関する規定の採択時と決議の採択時における内容のギャップを埋める この用語を厳格に解すれば、当然、これは憲章第一○八条にいう改正を要するものであり、この宣言決議そのも n

(-) D.W. Bowett, "Self-Determination and Political Rights in Developing Countries," American Society of Interntaional Law, April, 1966

定立と変更を要請する集合的意思としての慣習の発生と考えるべきであろう。

- (a) H. Bokor-Szegő, New States and International Law, Budapest, 1970, pp. 26-27. Piet-Hein Houben, "Principles in International Law, 1972, pp. 189-191. of International Law concerning Friendly Relations" A. J. I. L. 1967, pp. 724-5, U.O. Umozurike, Self-Determination
- はない』と述べている。この考えは東欧諸国の学者の中において、比較的隠健なものといえる(Γ. M. TVHKNH, TEOPNЯ り、しかも、この国家が国際法主体として国際関係に登場することはいうまでもない。……民族自決権は権利であって義務で 国際法主体として国際関係に登場したりしなかったりする。民族は自己の独立国家を樹立する道を選ぶことができる ので あ МЕЖДУНАРОДНОГО ПР**АВА**, 1970, стр. 47)° 民族は他の一つまたはそれ以上の民族と自由に結合する権利をもっており、またこの場合は、関係民族組織体の性格に応じて トウンキンは、『国際法における民族自決の原則は、それぞれの民族の国際法上の地位をあらかじめきめるものではない。
- 4 United Nations 1960-1967, 1970. に総会本会議と主要委員会における諸国の発言が記録されている。 る民族自決権の確立」、岡倉、 長谷川共編「民族の基本的権利」法律文化社。 David A. Kay, The New Nations in the 簡単な経過説明としては外務省国連局「国際連合総会の事業」がある。なおこの問題について松井芳郎「現代国際法におけ
- 加に関するものであった。 ドで行なわれた。ルアンダにおける人民投票は将来の君主制に関するものであり、サバとサラワクではマレーシャ連邦への参 ティシュ・カメルーン、ナイジェリアと合併する前のカメルーン共和国、ガーナと合併する前のブリティシュ・トーゴーラン て、最も基本的な人民投票を考慮した。それはより広い領域と人口を含めることを予定し、実際に人民投票は、北と南のブリ 国連は施政国と協力して従属地域の人民が真に自己の望む国家主権を行使できる よう な自治を獲得するための一方法とし

害悪が強調された。なお、国家の実行や関連する決議等については、U. O. Umozurike, Self-Determination in に、他国の問題への介入は一国の国内事項への干渉として反撃を加えられる場合が多かった。それに対し、植民地主義のもつ ースの植民地解放は支配者との交渉を通じて行なわれたものであるが、必ずしもスムーズに行なわれたのではなかった。とく tional Law, 1972, pp. 112-176, 182-4, に詳細な分析がある。 従属地域の植民地解放が競合する主権の主張によって複雑化した例としてジブラルタルとフォークランドがある。上記のケ Interna

- ((У. М. Морозов, Организация Объединенных Наций Изд-во ИМО, 1962, стр. 217-8.
- Г.И. ТУНКИН, ТЕОРИЯ МЕЖДУНАРОДНОГО ПРАВА, 1970. 安井・岩淵訳「トウンキン国際法理論」六四頁

法

律

六五一六頁参照。

- (∞) M. Virally, "Droit International et Décolonisation devant les Nations Unies," Annuaire Française de Droit International, 1963, pp. 540-1
- (5) M. Lachs, "Nakaz pelnej likwidacii kolonializmu," Paňstwo i prawo, 1961, pp. 215-6, in Hanna Bokor-Szegő, New States and International Law, p. 29

2 友好関係宣言と自決の原則

原則は特別委員会の優先検討議題からはずされ、一九六六年の第二回特別委員会の会期においてはじめてこの原則が 特別委員会は一九七〇年の同宣言決議の成立にいたるまで計五回にわたって開かれたが、当初、人民の同権と自決の 翌一九六三年の決議一九六六(XVIII)によって、上記の諸原則を審議するための特別委員会の設置が決定された。 とりあげられることになった。 一九六二年一二月の第一七回総会決議一八一五(XVII)により友好関係に含まれる基本原則の検討が決定され、

る義務を負うものであると主張した。 政国は同地域における完全な主権を行使する資格を有するものではなく、むしろ、同地域人民の自治を迅速に実現す するいわゆる国連の新興勢力は、本原則の適用範囲に関し植民地主義撤廃に関するあらゆる関連事項―植民地人民の 徳的原則と考えるべきではなく、国際法上拘束力のある規則と認められるべきであると発言し、非同盟諸国を中心と この原則は上記の特別委員会とは別に総会の第六委員会でもとりあげられてきたが、東欧諸国は本原則は単なる道 政治的、経済的体制の選択権、天然資源の自由処分権等―にまで及ぶべきであると主張し、非自治地域の施

これに対し、植民地国は信託統治や非自治地域に本原則の適用を認めることは可能であるが、 人民自治の達成は必

ずしも直ちになされるというものではなく、植民地解放および独立を最終目的としたより広い適用範囲を有する(施 政国は形式的独立だけではなく、非自治地域が真に独立の実体をそなえるまで施政を行なうことができる)と反論し

見出せないまま、政治的議論が継続した。これは一九六〇年の植民地独立付与宣言を契機として国連総会の勢力範囲 が変化し、東欧・非同盟諸国は友好関係宣言にもり込まれる諸原則を新興独立国に有利な法原則として確立し、それ をもって帝国主義勢力ないし植民地国家に対する攻撃の拠りどころにしようとした。これに対し、冷戦状態をふまえ 分離を合法化すべきであるという問題や人民自治を主張して戦う人民の武力行使の正当性等の議論について一致点が て国連憲章の枠内で問題を処理しようと主張する西側諸国との間に妥協点を見出せなかったためである。 また人民(peoples)の表現についても、その中に民族(nation)を含ませるべきであるかどうか、国家領域からの

ものであった。 後の一九七〇年の特別委員会において、パッケージ・ディールによりようやく合意が成立するに至ったのである。 同権と自決」の諸原則については、それぞれの法的論点が政治的な利害対立という立場から妥協点に到達できず、最 義務」及び「義務の誠実な履行」の二原則について合意をみたが、残りの「武力不行使」、「不干渉義務」、「人民の 一九六六年の特別委員会に提出されたチェコの提案内容は、東欧圏諸国のこの原則に対する考えをかなり集約した 特別委員会は一九六六年に「主権平等」及び「紛争の平和的解決」の二原則を、そして、一九六七年には「協力の

law and the Charter)」するものである。 さらに、 その形態および発想のいかんを問わず、植民地主義と人種差別 提に立ち、植民地主義は「国際法の基盤ならび に 国連憲章に違反(contrary to the foundations of international まず、「すべて人民は自決に対する権利を有し (all peoples have the right to self-determination)」という前 法

律

repressive measures of any kind against peoples under colonial rule)」禁止されるとしている。 民に対するいかなる武力行動またはいかなる種類の抑圧手段をとることを (undertaking any free armed action or for their liberation, independence and free development)」を有する。そして、国は「植民地規則の下にある人 (an inalienable right to eliminate colonial domination and to carry on the struggle, by whatever means, は「遅滞なく完全に排除せしめられる(liquidated completely and without delay)」べきこと、また、人民は「植 民地支配を終焉せしめ、かつ自己の自由、独立、自由な進歩を行 う た め に、いかなる手段もとりうる不可譲の権利

と資源を処分する権利を含めた、自己の政治的、経済的、社会制度を自由に決定する権利」としている。同様な趣旨 の提案は、東欧四カ国からも提出された。 このチェコ草案は、人民の自決権を「独立国家を樹立する権利、自己の発展を追求する権利および自己の天然の富

表現は用いていない。(4) 続いて提出されたA・A一三カ国案は、いくつかの概念についてはチェコ案とほぼ同一であるが、前者ほど極端な

self-defence)」を有し、か つ そ のことについて外国から援助を受ける権利を有するものとし、国は「他国の民族的 gation, domination and exploitation as well as any other form of colonialism)」自決権を侵害すると共に国際 ことを義務づけられ、植民地主義のすみやかな終了のために国連がとる措置に対し援助を与える責任を有する。そし 法違反であると定義づける。さらに、自決の合法的権利を奪われた人民は「固有の自衛権 (their inherent right of 統一および領土保全(national unity and territorial integrity)」の一部または全部を破壊するいかなる企図も慎む による人民の征服、支配および搾取は、その他の植民地主義と同様に(the subjection of peoples to alien subju-A・A一三カ国案は人民の自決権を「譲り渡すことのでき ない 権利 (the inalienable right)」と定義し、「外国 殊事情並びに人民の進歩の異なる段階に応じて、人民の自由な自治制度の漸進的発達について人民を援助するよう努

繰り返された 言における「国際関係における武力による威嚇または武力の行使を慎しむ」原則の討議における場合と同様な反論が を負っている西欧諸国の強い反対に会った。とくに、自決権を奪われた人民の固有の自衛権の行使に関しては、 この「植民地支配下……」という提案は、憲章第七三条の規定に従って植民地やその他の非自治地域の施政に責任 植民地支配の下にある地域は植民地規則を行使している国家の領域の一部を構成するものではないとした。

の原則の履行は国連憲章第七三条に規定する、植民地または非自治地域に施政を行う国は、 Human Rights, a right freely to determine their political status)」を義務づけられることである。 そして、 こ すべての国は自己が管轄する住民に対し「世界人権宣言の精神にもとづいて、人民がその政治的地位を自由に決定す self-determination of peoples and to implement it with regard to the peoples within its jurisdiction)」 を義 のほとんどはこの案を支持した。上記のチェコやA・A提案に比較して、特徴となる第一点は、すべての国は「自己のほとんどはこの案を支持した。上記のチェコやA・A提案に比較して、特徴となる第一点は、すべての国は「自己 る権利を与えること (accord to pepoles within its jurisdiction, in the spirit of the Universal Declaration of が管轄する人民の同権と自決権を尊重し、かつそれを履行すること(to respect the principle of equal right and な概念は次のように制限されたものであること、また、この原則は自治が回復されることにより満足させられる。そ 務づけると表現していることである。第二点は自決の権利を基本的人権の性質を有するものとして扱い、したがって、 れは「匈主権独立国家の誕生、ゆ独立国との連合、の独立国への合併により達成されるものである」とした。 これに対し、アメリカの提案は次のように述べている。まず、国家はこの原則を尊重する義務があるが、そのよう 一九六七年に特別委員会へ提出されたイギリス案は、一九六六年のアメリカ案の内容をふまえたもので、西欧諸国 「各地域および人民の特

法

律

cting themselves in conformity with this principles as regards those peoples)」が施政国の義務とされた。 distinct peoples within their territory)」という目的を達成するため「この原則に従って彼等を導くこと (condupendence, and possessed of a representative government, effectively functioning as such with respect to all かつそれらを代表する政府を有する完全な主権と独立を有する国家(States enjoying full sovereignity and inde-の達成については「独立国または独立国への統合(independent, or integration with an independent State)」と and its peoples and their varying stages of advancement)」を義務づけられる。そして、窮極の目的である自治 カトのいと(to make in good faith such efforts as may be required to assist them in the progressive develo いういずれの形態をもとりうるものであり、最終的には「それら地域におけるすべての異なった人民に有効に作用し opment of institutions of free self-government, according to the particular circumstances of each territory

領域の人民は、自己が完全な責任を負うことを避けて他国との連合関係の維持を望む場合があるとしている。(8) 治を獲得するということをあげた。また、それに加えて、ある領域の人民は完全な独立を望んでいるとしても、 れを求めた。第二のグループは人民の自決の行使は完全な自治のみを意味しないと反論した。後者はすでに述べたア のグループに分かれた。第一のグループを構成するいくつかの国は、人民が主権、独立国の地位を獲得した時点にそ の面でかなりの違いが存する。故に、ある者は独立国として、ある者は独立国との連合ないし統合を通して自己の自 に本質的なことは、関係人民が自由な選択を通じて自治を獲得することであり、それは植民地独立付与宣言決議一五 メリカ、イギリスの提案を支持するもので、この原則はいくつかの方法に分けて適用されるものであり、原則の実現 四(XV)の趣旨である。そして、提案者はその理由として、非自治地域はその各々が地域、 特別委員会においては、自決の原則の十分な行使はどのように考えるべきかということが問題となり、これも二つ 人口、天然の資源や富

う位置づけるべきか、

ということにあった。

すなわち、

東欧、

非同盟、

A・A諸国は、

この宣言にもられる諸原則は

憲章における国際法の諸原則の確認と、それをさらに進めた国際法の新しい発展の実現のためのものであるとした。

を目的とした結論と勧告を含む報告書を作成することであった以上、 規定する諸原則は法的拘束力をもたないものであり、憲章の規定の確認にすぎず、ましてや、そのような形で政治性 好関係特別委員会の任務が四原則のより効果的な適用を確保すること、そして、それらの原則の漸進的発達と法典化 然予想されうることであった。 宣言」にもり込まれた原則が法規として確認されてきたという立場をとった。これに対し、 強い一般的な原則を宣明することは憲章を事実上改正することになるので有害であると強く反対した。しかし、友 人民の自決の原則の内容に関しては、 A・A諸国や東欧諸国は憲章の関連規定採択以後の幾多の総会決議によって 前者の主張が後者を圧倒するであろうことは当 西側諸国は「宣言」に

民地の人民にのみ適用されるべきであるという主張が強く、自決の原則がすべての人民に適用されるべきであるとい グループの報告の中で、 どうかという点に関しては一致点がみいだせなかった。このことは、一九六七年の特別委員会に対するワーキング・ 使が自衛権の発動と認められるか、植民地人民や従属地域人民に対する武力行使または抑圧手段が禁止されるべきか したが、いくつかの点では解決をみなかった。最も基本的な対立点となったのは、この「宣言」そのものを法的にど 7 このように一九六六年から一九六七年にかけての特別委員会における討議において、多くの概念について妥協に達 『普遍性』の認識はなお萠芽段階にとどまっていた。その他、 方、この段階における一、二の対立点をみると、たとえば自決の原則の適用については、なお、外国の支配や植 はかなりの進展をみたが、植民地主義が国際法の違反を構成するかどうか、植民地支配に対抗する人民の武力行 「情況報告は十分に正確さを有しない」とことわっていることでも明らかである。(9) 自決の原則を人民の権利、 国の義務とする考えにつ

う問題がある。

であり、宣言も憲章における諸原則に規定された範囲に限定されるべきであるとするところにあった。 これに対し、いわゆる西側諸国は、もりこまれる原則は、あくまでも憲章の諸規定の解釈から逸脱してはならない

階においてこの原則の目的が働かねばならない。その意味において、独立という事実のみを要件とすることはできな のである。一方、人民の自決とは人民がその政治的、経済的および社会制度を自由に選択し決定する権利である。その 則の本質的な一面を構成する。つまり、自決と独立とは本質的に相い入れないものではないが、同一のものではない 使を国際法上で認められることになる。この場合、独立ということはたとえ一つの過程であったとしても自決権の原 もない。対外的独立と内的自治はこの意味において人民の自決権の中心的な二面をなすものといわねばならない。 いであろう。勿論、この自決権の外的側面である国家主権と内政不干渉の原則が密接に関係を有することはいうまで を持続しつづけなければならないのである。すなわち、人民が国内生活において自決権を奪われたとしたら、その段 ため、独立の達成、つまり植民地解放過程が終了した後といえど、この意味における人民の自決の原則は完全に努力 立付与宣言の規定に従えば、その時点で本国や他国からの干渉は禁止され、当該人民はその領域上において権能の行 題は生じない。しかし、上記の民族や人民にとって、その決定は自決権の対外的側面を有するものとなる。植民地独 質はアメリカやイギリスも否定していない。その本質とは、自決権は人民によるその行使の結果が何であれ、それは や従属地域の人民がその領域からの分離、独立を決定したとする。伝統的国際法からいえばこの時点における法的問 基本的には関係人民や民族の自由意思に基づかなければならないということである。たとえば、一国内における民族 次に人民の自決権の適用の範囲を非自治地域や信託統治地域を含めたいわゆる従属地域に限定すべきかどうかとい このような対立をふまえて、人民の自決権のあり方をどのように考えるべきであろうか。人民の自決権の本

ためと思われる。それゆえ、このような結論づけにいたる起草過程は必ずしも平坦なものではなかったのである。 権国家における領土的統一性や確立された国家結合を破壊する口実を与えるのではないか、という危険性を考慮した 原則にまで拡大解釈することを意識的に避けた感がある。それは、もしもこの原則をそのように拡大したならば、主 結論的にいえば、特別委員会においては、この問題について、主権独立国の一部を構成している人民に適用される

非同盟諸国はこの点に関し次のような内容の提案を行なった。

と自決の原則の違反(violation)を構成すると共に国際法違反となる。」 「あらゆる植民地主義の形態と同様に、外国による人民の征服、支配および搾取は、 国連憲章に従った人民の同

チェコの提案はこの考えをさらに進め、 植民地主義と人種差別は国際法の基盤と国連憲章に反する(contrary to)ものであり、 かつ、 世界平和と協力の

さらこ長次日か国是餐は、上己二餐り斤支餐りは勺容と買してへた促進の障害(impediment)となる」というものであった。(ユン)

さらに東欧四カ国提案は、上記二案の折衷案的な内容を有していた。 「あらゆる植民地主義の形態と同様に人種差別や支配、搾取を含む外国による人民の征服は、人民の同権と自決の

行使しうるよう義務づけられるのであるとした。(4) 原則の違反を構成する。」 てきたように、憲章に違反し、国際法の基盤をそこなう(in opposition) ものである。とくに、憲章第一一章と第一 二章は暫定的な規定であるから非自治地域や信託統治の施政に責任を負う国は、これらの地域の人民がその自決権を 四(XV))、およびあらゆる形態の人種差別の撤廃宣言(決議一九〇四(XVIII)、その他の多くの決議で確認され これらの提案に対し、アフリカ諸国や東欧諸国が強い支持を与え、植民地主義は、植民地独立付与宣言(決議一五

憲章の規定を終了または修正することはできないのである』と主張した。 のとはいえない。憲章の第一一、一二、一三章は常に過渡的なものと考えられてきたのであり、永久的な取りきめでは くものであって、それが憲章の原則に違反していると考えることはできないし、ましてや、国際法の原則に反するも ない。つまり、施政国は、この問題は施政国と国連の間の合意により決定されるものであり、憲章の下での施政国の ないとしても、いかなる地域においても、これらの憲章規定の目的が達成される時期を憲章は何ら規定するところが 責任はこれらの人民が自治を達成し自己の意思でその地位を決定するにいたるまで続くものと考えていた。そして、 "総会の崇高な宣言または決議に含まれる勧告は、自決に関する決定を促進しうる点で有益ではあるが、それ自身で これに対し、アメリカ、イギリス、オーストラリア、の施政国は次のように反撥した。施政国の地位は憲章に基づ

務とすべきであるという見解が目立った位であった。 利は自決権に当然内在するという見地から二、三の反対はあった。しかし、各提案には表現の違いこそあれほぼ異論 はなかったのである。それよりも、むしろ、それが内政不干渉に該当し国際平和の脅威を構成することから国家の義 一方、自決の原則が国家の結合や領土の統一性を害してはならない、ということに関しては、領域から分離する権

しているのであると反論がなされた。 いしは、それへの挑戦である。それらの規定は完全に自決の原則に一致し、施政国は国連と協力してその責任を遂行 とを国家の義務とすべきだという提案に関しては、施政国側からこの提案は憲章第一一章と一二章の規定を無視、な 他方、未だに独立を達成しえない地域における植民地主義の迅速な終了とそのための国連の措置に援助を与えるこ

いる領域の一部を構成しない」、 その他、 非同盟諸国、チェコ、東欧諸国から「植民地支配下にある従属地はそれらの地域に植民地規則を行使して 「植民地独立付与宣言に反してなお植民地の支配下 にある地域は植民地の統一した

部分とはみなされない」という提案がなされた。

併合しようとする場合に、その意図を防止するためとしてのみ受け入れることができるのであって、施政国は何らそ 議一五一四(XV)に反するものではない。そのような提案は、もし施政国が憲章で定められた義務に反してそれらを のような意図を有していないのである。と反論した。 全な自決を達成するまでの一方法として認められた経緯を無視するものである。それゆえ「植民地独立付与宣言」決 これらの提案に対して、施政国は『従属地域が施政国とはまったく別の地域であるという見解は、 非自治地域が完

ては合意に至らなかった。 生ずる法的効果を挿入することに決定した。しかし、本原則を法的に人民の権利または国家の義務とすることに関し ラフへ本原則の普遍性を強調した一般的な文言を挿入すること、ならびに、それに続く第二パラグラフへ本原則から ップをうめるべく努力がなされた。かくて、この原則の基本的問題について、自決の原則に関する草案の第一パラグ プを設けて紛争点の妥恊をはかった。第二次的なポイント(後述)については合意に達しなかったが、本質的なギャ ての実質的討議が行なわれ、それまでのきわだった対立点も縮少されていった。まず、起草委員会は、非公式グルー ようとするいかなる行為も絶対に認められないと発言したのが注目される程度であった。 自決権の原則について、右原則より生ずべき被抑圧人民による武力行使は合法であり、かかる合法的な権利を排除し 政不干渉に関する宣言」決議二一三一(XX)の採択に際し、A・A諸国はアフリカ諸国の植民地主義に対抗する人民 一九六八年の特別委員会の審議は、その年の八月に発生したチェコ事件のためにほとんど進まなかった。ただ、「内 九六九年の特別委員会においては、「宣言」の成立期限が明年に迫っていることもあって、始めて本原則につい

合意に達した事項は次の三点である。

□人民の同権と自決の原則の実施に関して憲章によって委託された責任を履行する国際連合に援助を与える国家の義

.

務。

口人権と基本的自由の普遍的尊重と遵守を共同および個別の行動を通して促進する国家の義務。

|三他のいかなる国家または領域(country)の民族的統一(national unity)および領土保全 (territorial integrity)

の一部または全部の分断(disruption)を目的とするいかなる行為も慎む国家の義務。

ることについては合意に達した。しかし、その表現については一致をみなかった。その対立点は植民地主義に対する なお、外国による人民の征服、支配および搾取に関するフォミューラ(formula)を草案のいずれかの部分に含め

人民の服従を含めるべきかどうかにあり、次の三つが提示された。

|二外国の支配または植民地支配下にある人民に対する武力行使または抑圧手段の禁止および

◯自決がとりうる形式―主権独立国家の確立、自由に決定する他の政治的地位との連合もしくは出現(emergence)。

|||従属地域の地位にある人民に対する上記の禁止。|

上記の点に関する字句の作成は起草委員会に一任された。

イギリスの提案に含まれていたセーフ・ガード条項(完全な主権と独立を享有する国の立場を維持すること)につい 植民地的圧政と戦っている人民が援助を要請しかつ受ける権利、 原則を実施する方式 (mode) ならびに

ては合意するに至らなかった。

手段をとる」という総会決議二五三三(XXIV)の要請に従って、起草委員会は一九七○年二月一六日から二○日に かけてジュネーヴにおいて非公式会議を開き、武力行使に関連する原則、自決の原則およびその他のきわだった対立 かくして、特別委員会の起草委員会は、「一九七〇年の会期までに特別委員会が必要と考える協議とその他の準備

権を奪われている人民に対し、あらゆる国の強制行動を慎む義務をどのように関係づけるかという点、また、植民地 消することができなかった。それは、上記の二原則に共通して含まれる要素、 るかどうかにつき最後まで合意に達しなかったためである。 点を調整するための意見の交換を行なった。 圧政の下における人民の合法的闘争に対し、外国がその人民の要請に基づく支援を、人民の権利として位置づけう しかし、この会議においても武力行使と自決の原則に内在する対立を解 たとえば、 外国の支配下にあって自決

ンドその他に対する人民自決の問題解決への大きな糸口を与えたものということができよう。 カテゴリーに属する人民に限定されないとされたことは、南アやローデシア問題だけに限らず、 したこと、 この会議において自決の原則そのものから人民の権利と国家の義務が生ずるという表現については基本的な合意に達 たしかに上記の二点は国連憲章の関連規定の改正につながる問題であり、きわめて解決が困難な点である。ただ、 ただし、イギリスが提案したいわゆるセーフ・ガード条項(国連憲章第七三条の規定に従って植民地および非自治 加えて基本的な考え方として、自決の原則は普遍的な性格を有することが確認され、原則の適用が特別な 台湾や朝鮮半島、

n というよりも、 べきこと、 映されず、その反対に、 地域に施政権を行使している国は自国の考えるところに従ってそれらの地域の自治を指導できる)が最終案文には反 ということができよう。(34) かつ自衛権の行使の形式と従属地域の地位についても明白な規定を置いたことは、 この原則の実施に関する責任についての国連の履行に対する援助を国家の義務の一 つ と す る」と規定さ 既存の国際法の法規や諸原則が正義と公平という面からの見直しを迫られている現状を強く示したも 「植民地主義は当該人民の自由に表明した意思に妥当な考慮を払って早急に終了させられる たんに西側諸国の立場の敗北

上記の二つの概念に対する対立点は、次のような形の一応の妥協的表現となった。

う、 において、 「すべての国家は、この原則を詳細に述べるにあたって上記に言及した人民から、自決権と自由および独立をうば いかなる強制行動をも慎む義務を有する。自決権の行使の過程で、このような強制行動に対抗し、 かかる人民は憲章の目的と原則にしたがって、援助を求めかつ受ける権利を有する。」 抵抗する行動

から奪うという強制行動に限定するという深い配慮に基づいている。(タム) あいまい、かつ心情的な用語を避けることによりそれから生ずる無益な紛争に歯止めをかけ、しかも、自決権を人民 A・A諸国が強く主張していた「合法的闘争 (legitimate struggle)] という必要ならば武力行使や暴力を含む非常に 配慮は第二項の「自決権行使の過程でこのような強制行動に対抗し抵抗する行動において」という文言にもみられ、 民に適用されるという普遍性の概念に言及し、それから生ずる新たな議論を避けるために考えられたもので、同様な 属人民〟または『外国の支配下にある人民』という表現を避けている。それは、一方では自決権の適用はすべての人 草案における本条項の作成は、特別委員会を二分した対立点を婉曲的に表現したもので、西側諸国が批判した

認しまたは奨励するものと解釈されてはならない。」としている点にも注意をしたい。 がって行動し、それゆえ、人種、信条または皮膚の色による差別なくその領域に属するすべての人民を代表する政府 則に言及しながら、それへの歯止めとして「上記の各項のいずれも、上に規定された人民の同権と自決の原則にした 成立過程からみれば驚くにはあたらない。それとともに、いわゆるセーフ・ガード条項に関連して、一方で自決の原 を有する主権独立国家の領土保全または政治的統一を、全部または一部分割あるいは毀損するいかなる行動をも、 最後に、本宣言の投票に際し、かなりの国から自決権に関して留保的発言がなされたのは、上記のごとき本宣言の

合してみると、一応、次のような諸点について合意ないし一致をみたものということができる。その第一は、外国に 以上のごとく、きわめて簡潔に問題点を分析した結果から確固たる結論を提示することはできないが、 それらを総

うな結果をもたらすものではないという前提条件においてのみ容認されるということができる。 する限度内において」のみ容認かつ行使できるということ、またこの権利の行使は国際平和や安全に脅威を与えるよ 充分の意義を認めているが、この友好関係宣言に関する特別委員会の論議をみるかぎり、東欧諸国を中心とする人民 権の解釈に歯止めをかけたものと考えることができる。私自身としては、 政を行使している国の行為を抑制する機能を有する、と同時に、他方では、既存の主権国家の存在を損うような自決 性を侵害するものであってはならないこと。第三に、国家はこの原則の実施に関して憲章が委託した責任を履行する 国連の措置に援助を与える義務を負うこと。第四に、 よる人民の征服、 自決権に関する主張は、 ということである。そして、これらの合意ないし一致を基礎として成立した友好関係宣言決議は、 支配および搾取はこの人民自決の原則に反すること。 「国際社会の現状をふまえて、人民の自決権は国連憲章の基本目的とその他の原則と調和 植民地や非自治地域を含めた従属地域は施政国の一 第二は、 人民の自決権の広い解釈を保証する見解に 自決権の行使は領域の結合性と統一 一方では施 部を構成し

章はあらゆる人種、 生じてくる。人民の自決は人権の尊重と関連して考慮すべき要請がこの点からも生ずるのである。たしかに、 点をおいたようである。 人権の平等を規定している。このことから、 えるならば、 る少数民族の処遇の歴史にみられるように、多民族国家における少数民族の地位をたんに保護の範囲の問題として捉 点があてられ、東欧諸国などは自決権の典型的な行使形態は、従属人民の植民地からの分離、つまり人民の独立に力 この宣言における人民の自決権は、主として植民地主義の否定および施政国とその従属地域の法的関係に ソ連におけるイスラエル少数人民の人権無視や追放措置のように、多民族の保護に優先を認める見解も 皮膚、性、 しかし、人民の自決権の問題をそれらに限る必要はない。過去数十年間のヨーロッパにおけ 言語、 宗教、 すべての加盟国は人民に対しいかなる差別もつけない平等に基づく人権 政治的信条、 国民的、 社会的起源、 財産その他に基づく差別を禁止し、 国連憲

は、 域から分離する権利を認められた。それは憲章の自決権の解釈に対しかなりの重さを与えたものということ がで き 何らの手段は存在しないともいえる。ともあれ、従属地域の人民は本宣言により人民の自決権の行使として所与の地 の樹立を希望する人民に対しては、そのような一般規定を越える保護規定を設けていない。それゆえ、彼等にとって の享有とその他の保障すべき義務を負っている。しかし、多民族国家における少数民族や、圧政に対して自由な政府 そこで次にはどのようにしてこの権利を行使すべきかということが問題となってくる。 加盟国が憲章に規定する自決権尊重義務と普遍的な人権規定をどのような程度まで遵守するかを期待するほかに

- 1 Friendly Relations and Cooperation, 1972, Report of the 1966 Special Committee, para. 457. "Principle of Equal Rights and Self-Determination," in M. Šahovic, Principles 「友好関係宣言」の諸原則のうちで自決権の原則をとりあげたモノグラフィー として 比較的詳細 なの は、 of International Law concerning
- 2 U.N. Doc. A/AC. 125/L. 16. (以下の番号は文書番号である)
- 3 U. N. Doc. A/AC. 125/L. 44.

律

綸

4 Report of the 1966 Special Committee, pars. 458

法

- 5 endly Relations and Cooperation among States," in Essay of International Law, 1976, pp. 117-8. A/AC. 125/L. 32 対立点について比較的簡潔にまとめたものとして、 I.M. Sinclaire, "Principles of International Law concerning Fri United States
- $\widehat{6}$ Report of the 1967 Special Committee, para. 176
- 7 Ghana A/AC. 125/SR. 68, Kenya, 69, Argentin, 70, Syria, 70
- 8 United State A/AC. 125/SR. 68, Canada, 44, Guatemala A/AC 6/SR. 1003, Colombia A/C. 6/893
- 9 Report of the 1967 Special Committee, para. 231
- [国際的側面に分けて分析している。彼は日の国内的側面について、人民または民族により設立された一国において、国家主 ゼゴは人民の自決権は国家主権との関係で検討することを要するものとし、それを二面、つまり(自決権の国内的側面と、 .から生ずる権利はすべての人々により行使される。つまり、国家の意思は人民全体の意思として表現されるところの人民主

認められているが、それは国際法主体として行動する人民や民族の意思に基づかなければならないのである。 る国から分離し独立国家を形成する人民や民族の権利を認めている。もちろん、人民や民族が他国との連合関係に入ることは 居住する人民や民族の個々の部分が、独立国家を樹立する権利の対外的主権として表現される。現代国際法は、自己が居住す より支配されえないことを意味する。第二の国際的側面について、国際法や国際関係における自決の権利とは、 権である。よって、人民や民族の意思に反する他の国によって創られた国家領域に住むことはできない。このことは他の国に

いというものである (H. Bokor-Szegő, op. cit, p. 32)。 この考えは、人民や民族に国際法の主体性を認め、自決権の実現には人民の意思による独立と主権の地位が認めねばならな

される自決権と未だ独立を達成するに至らない地域の人民に適用する自決権の違いを次の よう に説明する。 ″まず第一の場 けられるのである』という (L. Buza, A törvényesség és az igazságosság elve a nemzetközi jogban, p. 38; Bokor·Sz って民族の自決権は民族によって創設された国家主権そのものであり、他国は不干渉の原則に従ってこの主権の尊重を義務づ 合、自決権はすべての人民や民族が外国からの何らの干渉なしに、自らの政治的地位を決定する権利を指すものである……従 gö. op cit., p. 31.)° 同じハンガリーのブザも自決権は二つの側面を有するとして、すでに独立を達成した国家組織内に生活している人民に適用

- U. N. Doc. A/AC. 125/L. 48.
- $\widehat{13}$ 12 U.N. Doc. A/AC. 125/L. 17.
- U.N. Doc. A/AC. 125/L. 74.

14

15

Czechoslovakia A/AC. 125/SR. 40, Nigeria, 41, U.A.R. 44, Syria, 70, Cameroon, 70, Ghana, 68, Kenya 41.

- Australia A/AC. 125/SR. 70, United Kingdom, 69, United States, 44.
- (至) United Kingdom A/AC. 125/SR. 92 Syria, 41, 93, India, 68, 93, Canada, 93, Kenya, 93, Guatemala, 91, Austra
- (\(\text{T}\)) U.N. Doc. A/AC. 125/L. 48, 74
- United Kingdom, A/C 6/SR. 1000.
- U.N. Doc. A/AC. 125/L. 16, 48, 74
- United Kingdom A/AC. 125/SR. 69, Australia,

- (A) Report of the 1969 Special Committee, para. 180 (Point II)
- (임) Report, 1969, ibid., para. 180 (Point I)
- 23 Committee. を参照されたい。 この会議における討議については Sinclair, op cit., pp. 133-4. なお、この点に関する詳細は Report of the 1970 Special
- 24これに関する予備的考察として、松井芳郎、「国連における国際法の発展とA・A諸国」国際問題、一九七五年一二月号。
- (名) Sinclair, op. cit., p. 135.
- (%) Report of the 1970 Special Committee. paras, 234-5

米、 英、 第五項について、これは非自治地域において施政権者が警察行動をとる権利を制限するものではなく、また、他の国が軍事的 連憲章が人民に対し反逆の権利を与えてもいないし、また否定もしていないからである。さらに、国連憲章の下では、非自治 手段により独立運動に介入する権利を与えるものではない。 地域またはその他の地域における軍事的支持または武器援助による干渉権が認められていると信ずることはできない。 の上、規定の第二項は考えられる状況の中でとられる行為のいかなるものも法違反を生ずるとみなすべきではない。それは国 をするための条件をつくるための法と秩序の維持という本質的な限定的警察行動を排除するものと考えることはできない。そ *強制行動』は軍事行動又は他の武力行使を含んでいると考えるべきである。これは非自治地域の人民が彼等の自決権の行使 とくに、強制行動について、またはそれに関連する留保が多かった。その中で代表的なものとして、英米の発言をあげる。

人民の自決権とその他の原則

すべての国家を拘束するものであるかどうか、つまり、自決の権利は国家を義務づける性質を有するか否かを確認し なければならない。一般的に、自決権はすべての国に対して従属地城の人民が分離、 この問題を検討する際の前提として、人民の自決権にともなって国家にはどのような義務が生ずるか、その義務は このことは、すでにみたいくつかの総会決議が憲章の規定の細目を履行するものとして認められなければならな 独立することを義務づけてい

としての段階で施政国やその他の国はその主体性の承認を義務づけられているのではないか、そうでないとすると、 に無関係ではなく、そこに必然的な承認が義務づけられるべきではないのかということなのである。 伝統的国際法理論をあてはめた場合、 の国家が承認をすることにより国際的な法的効果が発生すると考えられていた。従属地域とその独立をこのような 用の枠外におかれていた。 法的地位とは、 り広範囲なものとなる。そこで従属地域の国際法上の法的地位、つまり法の主体性の承認が問題となる。 ることを義務づけられている〟と主張した。このように自決権に基づく普遍的なカテゴリーから生ずる義務は、(ー) る。……とくに、 によれば、 近い結果をえたことを強調し、 妨害しない義務だけではなく、 ることは当然である。それは、 友好関係宣言特別委員会において、ポーランド代表は、 しなければならない。その場合、 いことを意味する。そして、そのような新しく独立した国との関係はすべて主権・平等の原則と一致する方法で解決 従属地域における人民は自決権に基づく独立を認められている。ということは従属地域が独立以前のい かと考える。 国家は承認される以前は国際法によって規制される主体とはみなされず、 いいかえれば、 非自治地域や信託統治の施政に責任を負う国は、 つまり、 自決権の行使の結果、 いいかえれば、 その地域の独立と承認の問題である。伝統的な理論(ここでは創設的効果説を指す) その促進が憲章と関連法規範によって関係国として義務づけられているからである。 *この原則の適用分野に関し、……この原則を尊重することはすべての国の義務であ 自己の施政下にある人民がその地域から分離、 従属地域の施政に責任を負う国はその他の国よりもより重い義務と責任を課せられ 新しい国の出現に関連してそれらの理論を具体的に修正する必要があるのでは 国家は国際法によって樹立されるのではなく、 誕生する国に対し、国際法は誕生の過程においてはこれまでのよう 数次の総会における自決権の採択が全会一致ならびにそれに 施政下の人民がその自決権の行為を容易ならしめ 独立の意思を表明した場合に、それを 独立は既成事実として、 独立という既成事実を既存 つまり、 従属地域の わば胎児 法の適 国際法 かな

法上の枠の外におかれるということになるからである。 自決権の行使の結果として独立を達成したとしてもそれが創設的な承認という効果が発生するまでは原則として国際

変化をもたらした。それは、国際法における主体性の拡大であり、人民の国際法の主体性の承認ということである。 的に正しいといえるのではないであろうか。(③) 決権を国際法上確立したものとみるかぎり、その権利を行使する主体に国際法上の権利を認め義務を課すことは論理 またその定義づけは何らなされてはおらず、後にみるようにその主体性を否定する見解も存する。しかし、人民の自 けられた結果である。よって、次のことがいえよう。国際法は国家の誕生に適用される国際法の規則の内容に大きな 決権の承認の結果として、施政国は従属地域の人民により表明された意思とその要請を促進することが特別に義務づ の原則に基づく新興独立国の形成は、従来の承認理論を変化せしめずにはおかないのである。このことは、人民の自 おいて信託統治制度の内的自治とその終焉に関するタイム・リミットを課せられ、その殆どは独立を達成した。 た。たしかに国連それ自身は自決の原則に関する措置を自由に強制する手段を有しない。しかし、植民地独立付与宣 言以後、その決議の一般的性質から信託統治の独立の促進に関する特別な決議へと移行し、施政国はそれらの決議に 国連憲章採択以後、すでにみてきたように自決権の内容や独立を達成する過程における加盟国の義務は明白となっ 方、非自治地域に関しては、いくつかの地域についてその独立の促進が主張されてきている。このように、自決

武力不行使の原則

1

ない他のいかなる方法による武力による威嚇または武力の行使を慎む義務」を加盟国に課している。そして、例外的 国連憲章第二条四項は「いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立し

に武力行使が認められる場合として憲章第五一条の自衛権の行使と国際連合による措置を認めている。

国際平和を乱すことになるということを主たる論拠としている。 ことを前提とし、その法的根拠として、人民がその自決権を行使して独立または民族解放闘争を行なうことは憲章に 決議二一○五(XX)、同二一八九(XXI)も自決権の行使のための闘争を合法としていることが強調されてきた。 違反するものではなく、憲章も人民の自決は国際関係事項であると規定していることを挙げた。それに加えて、総会 のではなく、人民はその自決権が否定され、しかも、彼等の権利への行動が武力により弾圧された場合に限るという 自衛権を行使する権利を有する』と主張された。但し、彼等といえど無制限の自衛のための武力行使を認めよという る討議においても、 それに対し、反対論は憲章の自衛権の規定は主権国家による発動のみを認めたものであり、この概念の拡大解釈は 人民の自決権の行使に関連して、武力行使の正当性はかなり以前から主張されてきていたし、友好関係宣言におけ *植民地支配の下にある人民の自決権が否定された場合、その人民はそのような支配に対抗する

ている。一方、東欧四カ国案はチェコ案の「国」はという用語を「施政国」に特定している。また、中南米諸国の(+) を慎むことを義務づけられる」というものであった。(6) 植民地支配(colonial rule)下にある人民に対し、いかなる武力行為または抑圧手段もとってはならない」と規定し るものである。いま、特別委員会に提出された各提案の要点を示してみると次のようになる。まずチェコ案は「国は 「すべての国は、 この問題には二つのことが関連してくる。その第一は、植民地人民に対する武力行動または抑圧手段の禁止に関す 植民地諸国、人民の独立付与宣言(決議一五一四)にいう従属的人民に対する武力行使または威嚇

これらの提案に関する賛成意見の論点の法的根拠は、

植民地支配を維持するため、 または、 人民の自決権の行使を妨害 する ため武力行動または抑圧手段は不法であ

撃は、人民の合法的に容認された権利の行使の妨害という事実に求める。 憲章第二条四項の武力禁止の原則に含まれる」ということにある。つまり、 独立のために戦ら人に対する武力攻

・総会は従属地域の人民から固有の自決権を奪うための武力行使は憲章と植民地独立付与宣言に対する恥ずべき違反

であるとしている。

民のような国家と他の主体との関係においても適用されるべきである、とする。(ケ) ・ある者は、憲章第二条四項は、国際関係における武力の行使を禁止している。この原則は植民地支配下の地域の人

られているからである。(8) 権と自決の原則と関連させて考えるべきであり、武力の威嚇の原則にてらしてみるべきではない。すなわち、施政国 えられないかぎり、従属地域において生じた状態を規制するものではない。自決権への挑戦は憲章違反となりうる。 は、まだ完全自治を得ていない自己の管轄下にある地域の法や秩序について他のものよりより重い義務を憲章上課せ しかし、そのことから必然的に憲章第二条四項に違反するとはいえない。この理由から、そのような状態は人民の同 して自決の問題をカバーしようとする試みは憲章の第一一、一二、一三章と両立しない。なぜなら憲章第二条四項は 国による他国に対する武力行使であり、従属地域に適用されるものではない。憲章はそれが平和に対する脅威と考 一方、憲章第二条四項をそのように解釈することを容認しないという考えもある。つまり、憲章第二条四項を拡大

この権利に影響を与えるものと解されてはならない。」とし、一方、非同盟諸国は、自決権を奪われている人民は「固(タ) 府のための闘争を行なうにあたりいかなる手段をも用いる固有の権利を有する。この宣言におけるいかなるものも、 いてである。これに関するチェコの提案は「人民は植民地支配を除去するため、かつ、自己の自由、独立、自由な政 第二の問題は、武力の威嚇または行使の禁止の原則と植民地支配に対する正当防衛の発動たる武力攻撃の関係につ

ら権利を有し、必要な場合には武力を用いることも認められるというのである。一方、この見解を基本的には支持す。 (B) 地域の人民の法的主体性は現代国際法において強固に認識されていることを強調した。(ほ) るが、自衛権の発動要件として自衛権の発動として武力を行使する場合には、自決のためのあらゆる平和的手段をつ (international legal right) であることを示している。それゆえ、植民地支配地域の人民はあらゆる手段をもって戦 の見解を支持した。自衛の根拠として、数カ国は、民族的解放または独立のための闘争は憲章に反するもの で は な(2) 行使する権利と他国から援助を受ける当然の権利を有するというのであり、東欧およびアフリカ諸国の多くが強くこ 異なるが、 民地解放のためには、 くすということが前提となるというものや、自衛権は武力による抑圧行為があって始めて発動しうるという意見も提 い。それ以上に、憲章において人民の自決権を宣言してい る こ と は、その権利が国際的意義を有し、 有の自衛権を行使する権利を有する」としていた。他方、東欧四カ国案は、チェコ案の内容とほぼ同様であるが「植有の自衛権を行使する権利を有する」としていた。他方、東欧四カ国案は、チェコ案の内容とほぼ同様であるが「植 示された。ユーゴスラビアは人民の自衛権を容認し、これは憲章第五一条の内容を強化するものであり、植民地支配 いずれにせよ自己の自決権の行使を妨害されている植民地支配地域の人民は、その支配に対して自衛権を 武力闘争を含めた、いかなる手段もとりうる」としていた。これらの提案はその細部の表現は 国際法的権利

討されているその他の原則 ある自衛権は本来主権国家にのみ属する権利であり、 は従属地域の人民に対する基本的権利と自由の否定は国連憲章に違反するとしたが、そのような支配に対する個別的 の侵略行為を鼓すいし、他国の国内事項への一国による干渉のため口実として使用される恐れがある。憲章の基本で または集団的な武力行使による自衛権の発動は、侵略を力づける結果になる。つまり、そのような支配政府への一国 しかし、このような、人民の同権と自決の原則の概念に自衛権を含めることに対し西側諸国は強く反撥した。 (武力行使の禁止、 他国への内政不干渉、紛争の平和的解決等)に反するものである。 人民に対してそのような権利を認める考えは、 特別委員会で検

法

86 べ た(js はこの原則のもつ正義の目的のためとはほど遠いものであり、かえって国際平和を危機に陥し入れることになると述 権の発動と、第七章と八章に基づく集団安全保障に関する措置に限定しており、主張されるような自衛権の拡大解釈 れ以上に、そのような権利は憲章上で容認されないこと、つまり、憲章は武力行使の要件を、 第五一条に基づく自衛

では「国家は、 という前提の下で次の七つの禁止細目を規定した。 独立にたいするものと、 属地域人民が「植民地主義に反対して」武力を行使する権利(自衛権)の明文化はできなかった。 このように、 その国際関係において、 武力行使の禁止の概念と自衛権の適用に関する対立点は解消されず、 また、 国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」 武力による威嚇または武力の行使を、 いかなる国家の領土保全または政治的 西側諸国の強い反対により、 従

を慎む義務を有する。 (1)すべての国家は、 む国際紛争を解決するための……あるいは休戦ラインをふくむ国際的境界線を侵犯するための武力による威嚇と行使 他の国家の現行の国際的境界線を侵犯するための、または、 領土問題と国境に関する問題をふく

②国家は武力の行使をともなう復仇行為を慎む義務を有する。

(3)すべて国家は、 同権と自決の原則を詳細に述べるにあたって上記に言及した人民から、 自決権と自由 および 独立を

奪ういかなる強制行動を慎む義務を有する。

4すべての国家は、 他の国家の領域に侵入する目的をもって、 傭兵をふくむ不正規軍または武装集団を組織し、

は組織を奨励することを慎む義務を有する。

他の国家において内戦行為またはテロ行為を組織し、

教唆し、

援助の供与または参加、

あるい

は

(5)すべての国家は、

6国連憲章違反の武力の行使の結果生じる国家領域の軍事占領の禁止。 前記の諸行為が武力による威嚇または武力の行使をともなう場合にそれを慎む義務を有する。

(7)武力による威嚇または武力の行使の結果から生じた他の国家の領域の取得の禁止。

的人権 決権の実行を妨げている。しかし、そのような悪をとりのぞく国際行動は内政干渉ではないとするためには、たんな る総会決議でそのことが確認されるだけではなく、そのことが法的効力を有する条約等の中で確立されていること、 として異議を唱えてきたことに注意すべきであろう。たしかに、アパルトハイトや植民地支配が人権や従属人民の自 理論的にいえば、 決の植民地問題に関するさまざまな総会決議の中で反植民地主義の一環として唱えられてきたものである。しかし、 な規範の適用があるのか、ということであった。前者は不干渉と自決権の問題であり、自決権は一方では人民の基本 であるのか、 れている人民や民族に対する外国からの援助は内政干渉を構成しないという考えは、比較的新しいものであり、未解 原則 あるという国連の意図が条約の形で明文化される必要がある。 なる処置が植民地国の国内事項に該当するか、ということと、植民地国と植民地人民の間の武力闘争は、 この条文に関する討議は委員会の比較的初期の段階のものであり、 その地域の人民に対する支援は干渉を構成しない」であり、東欧諸国も同様な趣旨の提案を行なった。抑圧さ の存立の基本問題であった。このことを端的な形で表現したのが、 の尊重の問題であり、 植民地の力や圧力による極端な不正な政策の維持に対し国連加盟国が結束して圧迫された人民を援助すべき つまり一般国際法に規定する武力行使の禁止に関する原則に支配されるのか、それとも全然異なる特殊 それらの国もかつては国連のとる行動に対し、それは憲章第二条七項にいう内政不干渉に該当する 植民地地域内における人権侵害に対して不干渉の原則がどのように作用するかというこ その論点は、 非同盟諸国の「いかなる形の植民地支配で 植民地地域において行なわれるい 国際関係

ろのいかなる強制行動をも慎む」という表現が用いられたのである。 語を避け、 制行動 (any forcible action)」という用語が挿入され、 一方、 西側諸国に対する譲歩として、「植民地主義」の用 義に解する主張(たんなる武力のみではなく、警察行動その他をふくむ強制行動)に対する妥協として「いかなる強 か、武力行使に限定するか、警察行動、 力の威嚇または行使の禁止の原則によって支配される特殊な国際関係であるとする考え方が圧倒的な力をしめるに至 はまた他の種類の力も指しているのか―という用語に関連して、植民地住民と植民地国の関係は国際関係における武 しかし、特別委員会の論議でも明白なように、 強く反対していた。その理由は、 った。その結果、植民地国も自己の主張を撤回せざるをえなくなり、 さて、問題を本論にもどすとして、当初、 「同権と自決の原則を詳細に述べるにあたって言及した人民から、自決権と自由および独立をうばうとこ 従属地域における事態は植民地国の管轄するところのもの、ということにあった。 逮捕をふくめるか、または、軍事力とすべきか等々の激論の末、force を広 西側諸国は従属地域人民に対する武力不行使の原則を明文化することに 憲章第二条四項の force―この言葉が武力だけを意味するのか、それ 問題は、 草案の中において force をどう扱う

が、 を求めまた受ける」という用語に関連させて、より広い解釈をとりうる可能性がある。 ことが論理的に成り立つのである。 れた。それゆえ、植民地人民が強制行動に反対し、 なお、特別委員会においては、 植民地人民は人民の自決権を奪う強制行動に対する闘争において外部からの援助を求めまた受けることが容認さ 従属地域人民が「植民地主義に反対して」武力を行使する権利は明記されなかった また、 「強制行動」という用語にしても、上記の「植民地人民の外部からの援助 自己の解放闘争において自衛権により報復的強制行動をとりうる

2

らに、フランスのジーベル、ルソー等も intervention とは国家間の関係において常に武力行使を含むものであると 「waffengewalt」という表現を用いている。オッペンハイム・ローターパクトも同様に「dictatorial intervention」の(6) より、内容に関しても一貫したものがみられなかった。たとえば、「intervention」を専断的な介入を意味するものと 年にヴァッテルが 「intervention」 という用語を用いてから二世紀近くを経た今日まで、その全体の定義づけはもと きだと主張したのは当然であったかもしれない。この問題は、一九六五年に採択された「一国の国内問題への干渉の 意味に解し、ブライアリは「act of interference」とは、 武力を用いた「imperative form」であるとしている。さ して、ブルチュンリは 「autoritative Einmischung」 という用語を用い、 フォン・マルテンスは 武力行使を含めた 禁止と主権と独立の保護に関する」宣言決議(二一三一(XX))の第六項をめぐって争われ、総会、第六委員会、特 いわゆる先進諸国が、国家主権の尊重の原則から不干渉の義務が生ずるのであって、それゆえ狭義の意味に限定すべ 主張する先進諸国と、その適用を拡大しようとするいわゆる開発途上国、非同盟および東欧諸国の主張が対立した。 指すものとしている。友好関係宣言特別委員会における不干渉原則の定義に関しては、上記のごとき伝統的な考えを 定義している。ドイツのメンツェル、ダーム、フェアドロスも、武力の行使や威嚇をもってする「強制的な干渉」を 国際法上の干渉については、これまでの国際法の理論において一致したものがなかった。干渉の概念は、一七五八

freely exercised without any foreign pressure, and with absolute respect for human rights and fundamental [All States shall respect the right of self determination and independence of peoples and nations, to be

別委員会における後者の主張はきわめて強硬であった。その六項は次のように規定していた。(3)

freedoms.....°

ある。」 り離して考えることができないと主張した。これに対し、西側諸国も国際法の諸原則は国家の相互関係を律するもの 拠となりうること、さらに、上記の六項に関連して、友好関係宣言においては人民の自決権を規定しており、宣言全 における人民の同権と自決権の挿入とその後の総会諸決議における自決権の確認は人民の国際法主体性を容認した証 拡大すべきという点にあった。たしかに、後者の主張は伝統的な干渉理論には存在しなかったものであり、当然にそ という基本的態度を一部修正せざるをえなかったのである。その結果、不干渉の原則の中の次の規定が成立した。 体の統一という見地から「人民(people)」という表現には、 当然「民族の同一性(national identity)」の保護を切 家の主権・平等が出発点とならなければならないというのが西側諸国の主張の根拠であった。しかし、後者は、 の拡大を認めるということに関しては、さまざまな反論がなされた。友好関係宣言の他の原則の解釈に際しては、国 する国際法の確立された人民の同権と自決の原則に従い人民は当然新しい地位を得たのであり人民にまでその適用を 基本的な対立はこの原則の適用を国際法の主体である国家に限定しようとする西側先進諸国と、開発途上国の主張 「人民からその民族的同一性をうばうための武力の行使は、彼らの不可譲の権利と不干渉の原則を侵害するもので

法

律

叢

の政治的、 民に対し国家と同様な意味における国際法主体性を認めうるかどうかについて、明確な解答を与えること はで きな 用語を除外していることからもうかがえるであろう。つまり、人民が国際法上、完全な主体性を認められる ため に い。このことは、上記の規定に続いて、「すべて国家(state)は、他の国家によるいかなる形の介入もうけずに、そ 上記のように人民に対する不干渉の原則はきわめて制限された形で成立した。それゆえ、後者が主張するような人 経済的、 社会的および文化的体制を選択する不可譲の権利を有する。」と規定し、あえて「人民」という

る。つまり、「民族の同一性」は人民の自決権の行使の不可欠の前提条件であり、少なくともそれは国家主権の中に は、 な変化が迫られることになるであろう。 容の成立経過が示すとおり国家主権と人民の自決権の法的地位とその関係が明確にされることによって、さらに大き 吸収されてしまうものではないからである。ともあれ、人民の自決権と不干渉の原則との関係は、この宣言の規定内 て存続しているという前提を認めるとしても、人民の同権と自決権がすでに国際法の原則として容認され てい 規定は、人民の自決権の行使への援助と称してなされる無制限な干渉に対し強固な歯止めという意味を有している。 上、その自決権の遵守という関係における不干渉の原則の意味をそのままで存続させることは難かしいように思われ しかしながら、 この問題の本質を考えてみれば(不干渉の原則に限って)、 国家主権は国際法の基本原則に出発し 国家と同様に自らが決定する事柄に対して他国による干渉の排除を明記する必要があったであろう。一方、この

る以

人民の自決の原則と平和

の行使は国連憲章の主たる目的である主権を侵害するものであり、それは国際平和と安全の維持の脅威を構成すると の反植民地闘争、 るべきかという問題が常に生じてくる。 において人民の同権と自決の原則に言及している。そこで、この二つを同等とみるか、 害という理由でもってそれを否定するために用いられてきた。憲章は一方では国家の主権・平等の尊重を掲げ、 主張してきた。つまり、自決の原則と国内管轄の間に二律背反的な関係を設け、自決の原則の履行を一方的な主権侵 植民地保有国をはじめとするいわゆる保守的な考えをとる国は、 いいかえれば、 人民が憲章で認められた自決権に基づく行動を開始した時、 事実、サンフランシスコにおいて人民の自決権の原則が登場して以来、 人民の自決の原則に反対する理由として、 あるいはいずれかを優先させ その多くの場合に、従

あげられる、というのがこれまでのパターンであった。いまそのような具体例として二、三あげてみよう。 階にいたって、事態は国際平和の破壊や安全の維持に対する脅威をもたらすものとして安全保障理事会や総会でとり の内政干渉を構成するもの、という根拠をもって武力弾圧を加え、やがては国際紛争にまで拡大した。このような段 属人民に対する外部からの援助が行なわれてきた。これに対し、植民地国はこの事態は国内管轄事項であり外部から

イ インドネシア問題

国として承認し、そのうちのいくつかはすでに外交関係を樹立していることを根拠としてオランダの主張を斥けた。 は、 においては何ら解明されなかったのである。 をもつか、ということについては何ら明示することなく、インドネシアに国際法の主体性(国家性)を認めるという 主張した自決権がオランダの主張する国内管轄とどうかかわりをもつか、また、それに対して国連はどのような権限 しかし、理事会はインドネシアが国家としての属性を有するから国際問題であるとしたにとどまり、インドネシアが いわゆる国内問題を審議する何らの権限も有しないと主張した。つまり、紛争の一方の当事者であるイン ド ネシ ア 伝統的な考え方で問題の解決をはかったのである。一方で国内管轄、他方で自決という二つの原則の矛盾はこの事件 一月、この問題が安保理事会に提出された時、オランダはこれは自国領に関係を有する地域の問題であり、 これは国連において従属地域の人民の独立問題に対して国内管轄権が主張された最初のものであった。一九四六年 オランダがインドネシアとランガジャティ協定を締結しており、しかも多くの国がインドネシアを事実上の共和 国家としての属性に欠けるが故に、自己の行為は「警察行動」に該当するというのであった。理事会に おい て 理事会は

チュニジア問題

(口)

この問題は第一二回国連総会へA・A諸国から提出されたが、一九五五年にフランスとチュニジアの間でチュニ

存在が容認されたのであった。

である。

関係を国際的な側面、 ランスが代表権を有するという移譲規定に求めたため、 轄事項であると主張したが、その根拠をチュニジアとの協定においてチュニジアにおける国際関係事項に関してはフ てチュニジアの主権的立場を認めて総会の審議事項として採択したのである。この問題は、チュニジアとフランスの 定は契約的性格をもつこと、チュニジアのフランスへの主権移譲は特殊なもので一般的なものと認められない、とし 十分な基盤を有していることが確認された。つまり、新しい主権概念としての人民の同権と自決の原則に言及したの ュニジアの自決権の主張に関しては、 . の 独立に関する合意が成立するまで正式な議題とされなかった。 つまりチュニジアが国際法の主体性としての能力を有するかどうかをめぐって争われたが、チ この原則がすでに国際法の概念として認められ、 協定そのものの性質が総会の判断の基準となり、結局、 ただこの問題に関しても、 国内管轄の主張を排除しうる 当初フランスは国内管

ハ アンゴラ問題

言の実行へと移って行った。それとともに、安保理事会においては、 は色あせたものとなり、憲章にいう非自治地域に該当する問題を離れて、当該地域や人民に対する植民地独立付与宣 非自治地域に該当するかどうかをめぐって争われていたが、アフリカ植民地の相次ぐ独立によってポルトガルの主張 地特別委員会において長期にわたって検討されてきた。当初はポルトガルの国内管轄を主張する同地域が憲章にいう されるにいたった。と同時に、アンゴラ人民が自らの自決権を行使するための行動に対し、 家性は、 ルトガルの植民地問題は、一 その考慮の外に押しやられていったのである。つまり、 連の植民地解放運動の高まりの中で国連に登場し、 自決の新しい概念と人民の自決にもとづく法主体の 事態が国際平和と安全の脅威を構成すると決定 総会や第四委員会ならびに植民 伝統的な主権に基づく国

自決権の本質そのものの否定なくしては成りたたないものである。 づく従属地域からの分離、 自己の地位の正当性を主権理論に依存して組み立てたものであり、自決とは「自己の自由意思に基づく決定」という 定につながるものである。このような「国家主権による人民の自決権の吸収」という考え力は、かつての植民地国が て存在するものといわねばならないということになる。このことは理論上において人民の自決権の国際法的性質の否(タヒ) 去するために国連憲章が二つの権利・原則を規定したとするならば、人民の自決は国家主権を損わないかぎりにおい 権についてどのような変革を求めればよいのだろうか。もしも、国際的な無秩序が許されないものであり、それを除 の人民の自決は一国内における人民自治の原則を指すものとなる。他方、人民の自決に優先を認めた場合、既存の主 いうことになるのである。もしも国家主権に優先を認めるとすれば、人民の自決には何が残るであろうか、その場合 じ主権国家に対する人民の自決権の行使に関するものであり、同等の立場を認めた場合には必然的に紛争が生ずると にはいずれを優先させるべきかということにつき結論づけなければならない。つまり、問題は一国の主権の行使と同 上記のことを参考にしながら、最初の問題、 独立)を損りものであり容認できない。 国家主権と人民の自決の二つを同等に考慮すべきか、それとも最終的 それは、自決の国際法上の効果(自らの選択に基

れてきた勢力圏の拡大という現象が再現されるかもしれないのである。 支援する外国の介入にともなって、まさに国際社会における無政府状態が現出するであろう。そこにはかつて行なわ 方、人民の自決権に優先を与えた場合、そこには何らの歯止めを有しない人民の自決権の主張が乱立し、それを

が判明した。この誤りは、 て危険なものであり、 このような二律背反的な理論、つまり主権と自決権を同等に考え、いずれかに優先を与えるという考えが、きわめ 結局、両者の否定につながるものであり、それは国連憲章の目的を損う誤ったものであること 自決権を概念として捉えたところから生じたものであり、 主権の本質が自決の基本的要素

る。 以来、 憲章にいう人民の自決の原則や主権もまさにそれを意味しているのである。そして、このことは、 る主権の意味は、 しての個人およびそのグループを含めたものでなければならないのである。それが民主的な主権という概念であり、 て統一された実体は静的なものではなく、より動的な自決の原則を含んだ統一体となりうるのである。 より成りたつものであるということを見逃がしたためである。 自決がいかに尊重されているかということに基づくものあり、自決は主権の中で進歩して行く一つの過程なのであ その過程において、 三〇年を経た国際社会の現実の要請であることはすでにみてきたとおりである。 なおかたくなにそれを国家のみに解しようとする時代遅れの一部の主張を除けば、 自決の要素は消滅するものではなく、むしろ拡大して行くものである。そのような過程を経 法の優越を認める近代国家や国際社会の存立は、 憲章が採択され 国際法の主体と 国際法におけ

うに、 由で、 解とその後の国際社会における人権意識の発展と明らかに矛盾するものである。サンフランシスコ会議において、人 あうように人民の自決を調整すること、 素が含まれているのであろうか。 たるような場合には、 次に、 しかし、 自 自決と独立のための闘争には潜在的に平和を破壊する要素が含まれ、 人民の自決権が制限され、 自決権を制限ないしは否定しようとする見解がある。 決権はその基本目的に優先するものではありえない。もしもある自決権の行使が結果的に平和を破壊するにい 人民の自決権の行使によりひき起される事態が、国際平和と安全の維持に脅威を与えることになるという理 国際平和の問題に自決の原則をそのように関係づけることは、 当然、 憲章の目的に照らして、再検討しなければならないであろう。 あるいは調整されるべきことを要請している。 さまざまな仮説に裏付けられた上記の主張は、 いいかえれば、 人権は力に調和しなければならないということを意味してい たしかに、 国際平和と安全の維持は国連の基本目的であ サンフランシスコ会議における憲章の かつ、自由世界の統一にとって危険な要 東西対立という国際社会の現実に対 この主張は、 しかし、よくいわれるよ 国際社会の勢力均衡に 理

- (1) U.N. Doc. A/AC. 125/SR. 68.
- (a) Virally, op. cit., pp. 513-515, 528-532.

律

法

3 う。たしかに、国連における人民の自決に関する決議に反対する国はあったが、一九五六年の経済社会理事会において、植民 そのことにより自決権を享有する人民にとって人権の尊重という主張に重みを与えた意義を見逃がすわけには行かないであろ 人権両規約に人民の自決権の原則の挿入を認めたことは、当時の反植民地主義に対する世論の圧力によったものとしても、 .施政国の一つであるイギリス代表が次のように述べていることを引用しておきたい。

的人民が存在する。国連は帝国主義勢下のコントロールの下にある人民のために注意を常に払わなければならない,と(Rec 1st part, 1st sess. 4th Committee, 1956, p. 34) **″憲章第一一章は非自治地域の人民に影響するすべての問題を処理しているとはいえない。しかし、** 主権国家の中で、主体

なお、このような論理を分析した論文として既出のモロゾフやラックスのものが注目される。

- U.N. Doc. A/AC. 125/L. 16
-) U.N. Doc. A/AC. 125/L. 74
-) U.N. Doc. A/AC. 125/L. 69/Rev. 1.

- (7) (ポーランド、ルーマニア、ユーゴ、チェコスロヴァキア、シリヤ、キプロス、メキシコ、インド) A/AC 125/SR. 40. 41, 88, 93, 91. A/C 6/934, 6/886
- (8)(アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス)A/AC 125/SR. 17, 66, 68, 69.
- (Φ) U.N. Doc. A/AC. 125/L. 16.
- (1) U.N. Doc. A/AC. 125/L. 48.
- (#) U.N. Doc. A/AC. 125/L. 74.
- (2) U.N. Doc. A/AC. 125/L. 74.
- (2) U.N. Doc. A/AC. 125/SR. 40.
- U.N. Doc. A/AC. 125/SR. 22.
- (名) J.B. Bluntschli, Das moderne Völkerrecht, 1878, s. 269. von Martens, Völkerrecht, Berlin, 1886, Vol. 2. s. (5) U.N. Dec. A/AC. 125/SR. 16
- (异) F. Oppenheim—H. Lauterpacht, International Law, Vol. 1, p. 305. J. Brierly, The Law of Nations, Oxford, 19
- (\textcap) M. Sibert, Traité de droit international, II, Paris, 1951, pp. 341-345. Ch. Rousseau, Droit international public, 55, p. 308.
- (2) E. Menzel, Völkerrecht, Berlin, 1962, s. 213. G. Dahm, Völkerrecht, Vol. 1, Stuttgart, 1961, ss. 203-223. A. Verdross, Völkerrecht, Vienna, 1964, s. 167, 220-235, 266-273.

Paris, 1958, pp. 321-326.

- (2) U.N. Doc. A/6220. 討議内容の詳細については T. Mitrovic, op. cit. pp. 233-266
- (2) 不干渉の原則の人民への拡大を主張するアフリカ諸国は、その根拠として上記のほか、O・A・S憲章第一五条、一九四五 年のアラブ連盟規約第二二条、アフリカ統一機構憲章第三条その他を援用した。
- (2) C. Eagleton, "Excess of Self-Determination" "Foreign Affairs. July 1953, p. 594
- (名) D. Ninčic, The Problem of Sovereignity in the Charter and in the Practice of the United Nations, 1970, pp

法

(公) UNCIO. Vol. VI, Doc. SS. 1/34/1, pp. 324, 396 (公) G. A. Resolution 1188 (知).

むすびにかえて

はあっても減少することはないのである。 原則に基づく憲法的改善の必要性が生ずるであろう。一方、国際法上の条件が満足された後といえど、その他の原則 の行使に基づき植民地や従属地域が消滅したとしても、その地域において人権の剝奪や差別が存する場合には、この や地理的位置、 なく、その権利の行使は、他の権利や原則、たとえば国家主権や領土の統一性とか基本的人権等の国際法の基本原則 を享有する可能性を有する正しい環境を創造することにある。しかしながら、自決の権利や原則は絶対的なものでは の比較、 応えうる政府の樹立を保証することにある。すなわち、人民に対する内的・外的な支配を排除して個人が基本的人権(こ) (内政不干渉)との関連でこの原則は意義をもち続けるのである。その意味で、 人民の同権と自決の原則の基本目的は、すべての人民が自己の自由意思に基づく政治的、経済的、文化的な要請に 考慮と尊重の上で行なわれなければならないし、その他の要素、すなわち、人民が置かれている政治的環境 戦略的配慮や、人民間の差異や同一性も必然的に考慮に入れなければならない。それゆえ、この原則 国際機関が果す機能は増大すること

約上たとえ斡旋という手段にしか過ぎないとしてもその人権侵害の救済について関与できることになったのである。 しかも、 たとえば、国際人権規約の第一条で自決権を規定しているが、本規約の人権が侵害された場合に、人権委員会は規 規約の成立に反対する国が一国も存在しなかったという事実は、規約の未批准国も厳格な法的解釈からいえ

ば、 拘束されないということもできないであろう。 それに拘束されないと抗弁できる余地があるにせよ、委員会が提出する勧告や意見に道徳的なものを含めて全然

概念やその他の詳細な定義づけは急を要する問題だといえよう。 際法上禁止されているジエノサイドや自決の権利に基づく人民主権の明白な否定および人民の基本的人権の明白な侵 of Nations) に関係がある場合に限られるのであって、自決の政治的な分野は、それまでは国内管轄権の内部におい ているかぎり、lpso facto に国際法上の自決の問題とはなりえないのである。いいかえれば、そのような事項とは国 事項となるのではなく、 関係を妨害するものとして国際関係事項となるのである。しかし、僅かな権利の違反や主張をもって、 それは国際法上の自決権に基づくものと主張できるのであって、その行動を否定する介入は、 は、 て作用するものであり、 にいたらないまでも、 て弱体であるという事実によるものである。彼等にとってより広い統一や結合が自らの利益であると確信した場合、 (アパルトハイト等)を指し、それらが国家の政策の一端として行なわれる場合に限られているのである。 自決に関する問題が常に国際問題となるような事態は好ましい現象ではない。それを防止するためにも、 現在において一つの抵抗概念の意味をもつ人民の自決に基づく分離、 経済その他の要素ならびに人権や法の支配の共通性を基盤として再統一や連合をもたらす可能性も存する。それ 白決権 の原則は植民地や従属地域からの分離、 内政不干渉の義務違反と、国連の基盤であり人民の同権と自決の原則の基礎である諸国の友好 たとえ独立のような特殊な型の自決権が主張されたとしても、単なるそれが主張にとどまっ それらが国際社会の法的、 政治的その他の分野において、 まさしく国際社会(Community 独立を必ずしも意味しないのである。 独立の主体が、その自立性についてきわめ 国際平和と安全の維持 その反対に、 則 国際関係 文化、 人民の

(1) 友好関係宣言委員会のラポラトールは次のようにいう。 ″討議に参加した殆どすべての代表は、この原則がもはやたんなる

道徳的または政治的要求だと考えるべきでないことを強調した。この原則は、むしろ、現代国際法の定着した原則である。こ の原則の完全な承認は、国際平和と安全の維持や諸国間の友好関係と協力の発展、経済的成長や社会的、文化的向上のための

必須条件である。』(U. N. Doc. A/AC. 125/L 53, add. 3, p. 9 (1967)。